

◎議 事 日 程（第3号）

平成20年12月11日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（29名）

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
14番	小 沢 照 子 君	15番	後 藤 和 巳 君
16番	堀 田 清 君	17番	加 藤 和 之 君
18番	古 江 寛 昭 君	19番	大 島 功 君
20番	大 宮 吉 満 君	21番	永 井 千 年 君
22番	黒 田 国 昭 君	23番	中 村 文 子 君
24番	加 藤 敏 彦 君	25番	加 賀 博 君
26番	宮 本 和 子 君	27番	石 崎 たか子 君
28番	佐 藤 勇 君	29番	太 田 芳 郎 君
30番	柴 田 義 継 君		

---

◎欠 席 議 員（1名）

13番 近 藤 健 一 君

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	中 野 正 三 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	加 藤 久 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	櫻 井 義 久 君	財 政 課 長	大 鹿 剛 史 君

学校教育課長 山 田 喜久男 君  
都市計画課長 加 藤 清 和 君

学校給食課長 小 澤 直 樹 君  
上水道課長 八 木 恒 夫 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊 藤 忠 俊  
書 記 田 尾 武 広

議事課長 服 部 秀 三

---

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

13番・近藤健一議員は欠席届が出ております。また、29番・太田芳郎議員は遅刻の届が出ておりますので報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の20番・大宮吉満議員の質問を許可いたします。

○20番（大宮吉満君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき愛西市の市政についてお尋ねをいたしますので、市長の御答弁、よろしく願いいたします。

大項目といたしまして八木市政を振り返ってということでありまして、小項目といたしまして、合併後の市政の評価について、2番目に今後の施政方針についてをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

初めに、合併後の市政の評価についてお尋ねいたします。

平成17年4月1日に愛西市が誕生してから、早くも3年8ヵ月がたちました。八木市長におかれては、平成17年5月15日に愛西市の初めての市長選に当選をされ、3年半が過ぎました。合併前の住民説明会の折に、ある佐織の合併協の委員さんが、合併をしてもイバラの道、合併をしなくてもイバラの道であり、決してバラ色の合併ではないと住民の方に説明されていたことが今でも印象に残っています。全くそのとおりのスタートであったと思います。そんな中、この3年半の間に、市長におかれましては、愛西市民すべてに公平な行政サービスの向上を目指し、民間の経営感覚を生かし、各小学校区への児童館や子育て支援センターの設置、平成22年度までの小・中学校の耐震補強、立田・八開地区への巡回バスの運行、子供医療制度の拡充などを決断され実行されたことに敬意を表したいと思います。反面、住民の皆さんに我慢をさせていただくことになった佐織地区の水道料や保育料の値上げ、また合併前のことではありますが、固定資産税の評価漏れの処理など、つらい決断をしなければならなかったことは苦渋の選択であったと察します。だれでも、税金や負担金は安く、サービスは手厚いのを望むものでありますが、税の公平性、将来の愛西市の財政状況を考えるとやむを得ないことであったと私は思います。

また、たび重なる不手際、不祥事に、市民の方に御迷惑をかけた責任をとり減給をされまし

た。行政のトップに立つ身の責任の重大さを改めて認識しました。

そこで市長にお聞きします。初代市長になられ、合併の中、さまざまな場面場面での決断と実行は、大きな心痛を伴ったと思いますが、これまでの市政のかじ取りを市長御自身はどのように自己評価されてみえるのかお聞かせください。

次に、今後の市政についてお尋ねします。

総合斎苑建設問題、佐屋・立田学校給食センター統合問題、庁舎の問題、さらには行政改革による既存の公共施設の整理、職員の定員管理、補助金の見直しなど、難題は山積みであります。箱物行政とおっしゃる方もお見えになるようですが、思い起こせば、合併協議会ではすべての項目において協議がされました。しかしながら、中には新市において検討すると結論を愛西市にゆだねられた項目も多々あったわけであり、そして、結論が出て実施できたもの、いまだ検討中のものもあるわけであり、また愛西市になってから新しく問題提起されたものもあります。さきに述べました総合斎苑建設問題、給食センター統合問題、庁舎の問題は、喫緊の課題ばかりであると私は思っております。決して無駄な施設を建設しようとしているものではありません。我々議員としても、議員の責務を果たさなければいけないと思っております。

本年度より10年間の愛西市のまちづくりの根幹である愛西市総合計画もスタートし、将来、市民の皆さんが、合併してよかったと思えるまちづくりをしていかなければなりません。合併前の旧4町村にはそれぞれの歴史や文化があったわけであり、合併をした今日、愛西市民が旧町村のわだかまりを捨て、市民と行政が一緒になってまちづくりを進めていけるようにするには、我々議会側と理事者側がもっと真摯に議論していくことが大切だと感じております。

そこで市長にお伺いします。さきに申し上げた愛西市の課題は山ほどあり、すぐには結論が出ない課題ばかりであります。市長はどのような進め方をしていられるのかお尋ねします。

また、来年4月には市長選挙があります。現時点でお答えできる範囲で結構ですので、来年4月の出馬の意気込みをお聞かせください。私としては、愛西市に課せられた課題の解決を引き続き八木市長にリーダーシップをとっていただくよう強い期待を持っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、壇上での質問は終わります。よろしく願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

大宮議員の質問にお答えをさせていただきます。

愛西市になって市政を振り返ってということでもあります。本当に早いもので、市政を担当させていただいてからもう3年6ヵ月27日が過ぎようとしております。まさにこの間、新市に課せられた幾多の事務事業を、議会の議員の皆様、そして市民の皆様方の御支援やら御協力をいただいで進めてこられたこと、そして今日があることを厚くお礼を申し上げさせていただき次第であります。

御指摘をいただきましたように、市民の皆さんには、厳しいお願いやら、あるいはつらい御負担をお願い申し上げてきたことも事実であります。そんな中で、これも御指摘の、私どもの

不祥事、あるいは不手際などで大変いろんな面で御迷惑、御心配をおかけしてきましたことにつきましても、深くおわびを申し上げさせていただき次第であります。

市長が市政を振り返って評価はどうかという御指摘でありますけれども、今日までそうした事業を進めてまいりましたのも、先ほど申し上げました多くの関係者の皆さんの御支援、御協力のおかげであると認識しているところであります。少しその経過と申しますか、事務事業の実績と申しますか、大まかな事業も御報告させていただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今日までの実績と申しますか、できてきましたことにつきまして、まず私、選挙の折にも公約をさせていただきました内容につきまして、まず御報告をさせていただきたいと思っております。

最初に、少子化の時代で子育て支援ということを申し上げてまいりました。今般お願いをしておりますように、愛西市内全小学校区へ児童館、あるいは支援センターの整備が本年度末までに、地元関係者の皆さんの御協力をいただいて完成がするわけであります。そして児童クラブ、母親クラブなど、学童保育の全般にわたって、市内全域で調和のとれた事業が展開できると、そんなふうに考えております。

次には、障害者、高齢者への愛ある取り組みということで、母子通園施設、あるいは第2わかば園を開設させていただきました。障害者の地域生活支援センターも立ち上げ、関係者の皆さんには予想以上に御利用をいただき、内容の充実に努めているところであります。高齢者対策としまして、介護保険制度と連携を持った地域包括支援センターも市直営で運営をし、関係機関との円滑なサービス提供により好評をいただいているところであります。

安心・安全なまちづくりということで交通安全対策、あるいは防犯活動の推進を図りつつ、市民、住民の皆様の実践・啓発をお願いする安心・安全なまちづくり市民大会を定着させていただきました。特に災害対策につきましては、自主防災組織の確立、設置ということで、これも佐屋地内5団体、立田地内には12団体の17団体の皆さんに新しく設置をしていただけました。そして、市内全体では92.1%の達成率ができているところであります。防災無線につきましても、合併後、デジタル移動無線の整備などによりまして、避難所及び防災拠点43カ所の設置を本年度末で完了する予定としております。今後もいつ発生するかわからない地震災害等などにも対策を強化してまいりたいと思っております。

巡回バスであります、昨年から立田・八開ルートを新たに開設をして、佐屋・佐織同様に試行させていただいております。利用者が思ったほどなく伸び悩んでおりますので、巡回バス検討委員会の御意見などもお聞きしながら、来年度から、バス停、あるいはルートなどの見直しも含めて検討をしてまいりたいと思っております。

耐震補強工事、あるいは河川改修、小・中学校の耐震補強も順次進めているところでございまして、河川改修につきましても、木曾川の左岸堤、今、築堤も行っておっていただきます。領内川の護岸整備もお願いが進んでおります。日光川の耐震補強につきましても、現在進めさせていただいているところであります、これに関しまして、管内の排水機の整備もあわせて

更新のときに来ているということで整備をお願いしているところであります。

そして、報酬の10%カットは言うまでもなく継続をさせていただいておるところでございます。

そんなところで、私の公約を申し上げました内容を御報告させていただきました。各それぞれの部署での大まかな事業を御報告させていただきます。

藤浪駅西側の都市計画街路整備、これも昨日午後1時に信号機の点灯がなされまして、開通ができました。そして、先般ありました新大井橋、これも11月29日に19年ほどの念願の地域の皆さんの要望でありました新大井橋と道路整備も竣工をしていただけました。そして同じく、八開の川北橋の整備も、その取り付け道路とあわせて完成をしまいりました。地盤沈下、あるいは湛水防除、土地改良の整備事業などもあわせて順次進めているところでありまして、商工業、あるいは農業の皆さん、あるいは帰農者の皆さんにもそれぞれの御支援もさせていただいてきているところでございます。

学校関係でスクールサポート事業、これも、障害者の皆さんなどの対応などで、介助員の方を7名各学校に配置をしているところでもあります。また、適応指導教室、これも管内では早く設置をさせていただいて、現在8名の児童の皆さんが通所をしてみえるというようなことでもあります。先ほど申し上げました小・中学校の耐震補強整備も、本年までに校舎24棟、体育館4棟を整備してまいりましたし、21年から22年度に向けては校舎10棟、あるいは体育館4棟などの計画もしておりますし、あわせて、これも大きな費用がかかりましたアスベスト除去につきましては、すべて撤去をしているところでもあります。

続きまして市全体のことでありますが、これも、愛西市がスタートして、市の木、市の花、あるいは市の歌、市の音頭などもあわせて全国から公募をさせていただいて、市民の皆さん全体に一つの文化もお願いできたところでもあります。

そうしたこととあわせまして、消防団の再編問題も、大変これもいろんな地域の町内の皆さんには御心配もかけましたけれども、再編がお願いできました。新しい385名の団員さんのもとの地域を守っていただくべくスタートをさせていただいたところでもあります。

そして、上下水道におきましては、集落排水事業整備で八開北部、鶴多須、東八反割、八開南部、早尾地区、そして本年度は立田地区で本年度中に完成をし、4月1日から立田・八開地区におきましては全地域で集落排水事業が供用を開始させていただく予定としておるわけであります。そして佐織・佐屋地区におきましては、現在、公共下水道整備事業でお願いしております。これも第1次の供用開始は22年度というような予定がされているわけでもありますけれども、末端までの整備にはこれからまだ二十数年かかるような長期の事業でありますし、大きな予算を整備事業として伴う事業であります。これも確実に進めていかねばならない内容であります。

そんなことで、大まかな事務事業を御報告させていただきましたが、まさに、これはみずからの評価ということじゃなくて、市民、住民、あるいは議員の皆さん方からの評価をいただく立場かなど、そんなことを思っているところでもあります。

そして、今後の考え方、進め方ということでもあります。これも、御説明申し上げてきました事務事業の継続的な事業もまだまだこれから進めなくてはいけない、まだ緒についたばかりというような内容のものもあるわけでありますので、例えば、一番この愛西市になったの課題であります総合斎苑の建設推進でございます。地域の御理解をいただきながら、これは6万7,000市民のすべての皆さんの終えんの間として計画に沿って進めてまいりたい、完成をしないといけない計画と受けとめているところであります。

そして、行財政改革につきましては、さらなる考え方をもって集中改革プラン、あるいは組織・機構の見直し、職員の定員管理、あるいは公共施設の合理的な管理、補助金・負担金の見直しなどをさらに実現をしてみなければいけないと考えているところであります。

また、市の一体性ということで、きのうも質疑の中でもありました。確立するために手段としているいろんな、総代制の浸透もお願いしなくてはなりませんし、水道事業の経営改善、あるいは、これも申し上げました公共下水道、農集排との関連などを普及と同時に、地域の利害関係も調整をしつつ、愛西市は一つ、まさに互譲の精神、考え方、意識を喚起しながら進めなくてはならないと思っているところであります。他にも企業誘致の問題、あるいは開発、給食センター、勝幡駅広場の継続事業、あるいは日光川右岸堤の防災道路の整備などもお願いをしてみなければなりませんし、災害に強いまちづくりにも一層努力をしないといけないと思っているところであります。

そして、新しい来年度の選挙に向けての考え方はどうかという御指摘であります。まさに、今日まで務めをさせていただきました。健康的にも恵まれて今日が迎えられているところでありますし、新しい市政2期目につきましては、議員の皆さん方初め市民の皆様、関係の方々の御信任をいただき、引き続き愛西市の発展のために、微力ながら市政のかじ取り役を担わせていただきたいと決意をしているところであります。

市長に就任の折にこんな言葉をいただきました。「戦い済んだら何もなし」、自分の心に本当に強く残っている言葉であります。そして、そんな思いの中から、市民の皆さんにも次の新しいつながりが今構築されつつあると思っておりますし、一朝一夕ではできません、人と人とのつながりや信頼関係を大切に、これからは政治信条として、愛西市の未来のため、そして議会の皆さん、市民の皆さんと一体となった協働の場づくりとして、「人々が和み、心豊かに暮らすまち」、総合計画のテーマであります。その実現を目指して頑張ってみようと思っているところであります。どうぞよろしくお願いを申し上げ、私の決意と答弁とさせていただきます。

#### ○議長（加賀 博君）

傍聴者の方、ビラはしまってください。許可できません。

#### ○20番（大宮吉満君）

御答弁ありがとうございました。

いろいろと決意もいただきました。

大変、今、愛西市は一つ、互譲の精神で防災に強い愛西市づくりに邁進されるというお話を

聞きまして、安心いたしました。私どももいろいろと合併によって、バラ色というわけにはいかないと思いますけれども、私どもを含めて、住民の皆さんも、合併調整の必要性を十分に認識しながら、協力をいただかなければいけないと思っております。特に私ども議員は、合併調整の必要性の原点をわきまえ、肝に銘じて愛西市づくりに取り組まなければならないと思っております。

来年4月、どうもこの間の選管の発表では4月19日告示、4月26日の投・開票ということだそうです。選挙になりますと現職の市長としての職務もごさいます。体調等十分注意しながら進めていただければと、こんなふうに思います。ただ、平成21年5月14日までは、愛西市の行政に手を抜くことなく、しっかりと最後まで務めていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

**○議長（加賀 博君）**

20番議員の質問をここで終わります。

ここで10分間の休憩をとりたいと思います。10時40分から再開いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩前を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位2番の5番・吉川三津子議員の質問を許可いたします。

**○5番（吉川三津子君）**

環境、子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

トヨタだけでなく、ソニーまでも人員削減をし、職を失うだけでなく住む場所も奪われるなど、市民の皆さんは日々生活に不安を抱いていらっしゃるのではないのでしょうか。今までコンビニやガソリンスタンドで働く人たちは若い学生のアルバイトの人たちでした。しかし、最近では、働き盛りの男性の姿が目につきます。こうしたところに市民の皆さんの生活の大変さを私は感じています。また、こうした親の失業から学業を続けられなくなった子供たちの状況も何とかしてあげたいという気持ちでいっぱいであり、税金はこうした市民のために使ってほしいと私は考えています。

では、まず最初に、斎場建設問題についてお伺いをいたします。

私は一貫してセレモニーホールは要らないという立場で質問してまいりました。そして、西保町ありきで後づけで理由をつけるといったやり方は大変問題だとも指摘してまいりました。農業振興地域除外の手続の脱法的なやり方、生活環境上必要な道路とはとても思えない道路建設、それも補助金や合併特例債の利用などの工夫なしで1億5,000万もの金額が一般財源から投入されました。まだまだたくさんの不合理を感じています。法を犯さねば何をしてもよいという風潮が今の社会問題であり、人間関係にトラブルを起こしています。法を犯さねば何をしてもよいのではなく、法の趣旨を守ることが社会的ルールであり、行政が率先して実行すべきことだと思います。こうした今の進め方には、西保団地の皆さんだけでなく多くの市民の方から



批判の声が集まっていることは、行政当局も1万人の署名という形で承知されていると思います。

そこでお伺いをいたしますが、土地計画法や農業振興地域除外に関する縦覧を終え、今後のスケジュールについて説明いただきたいと思います。

次に、市民参加と情報公開のまちづくりについて幾つかお伺いをいたします。

私は斎場問題から、市民参加と情報公開をさらに進める必要があることを学びました。市民参加の進んだ自治体では積極的に情報を公開し、市民の方々の意見を聞き、それを活用したいという姿勢があります。一方、市民参加という看板だけは掲げておかないとまずいので、形だけの情報公開をし、できれば市民からの意見はない方が仕事が楽でよいという姿勢の自治体もあるでしょう。市長は市民参加をマニフェストにうたっていらっしゃるようですが、本物の市民参加を進めようとしているのであれば、「市民の皆さんの意見大歓迎」と言えるような整備が必要ではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。市民参加は知るところから始まります。ケーブルテレビやインターネットを利用してリアルタイムな議会中継をする自治体もふえています。市民の方々からも議会の中継をしてほしいとの要望もたくさん届いています。議会は議会としての判断がありますが、市長は議会放映について、進めるべきか、必要ないのか、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

次に、これもまた斎場問題や環境問題へのかかわりから勉強させていただいたことですが、縦覧という形で市民の知る機会がたくさんあることを私は知りました。例えば都市計画や農業振興地域除外に関する縦覧や審議会の傍聴などの機会です。職員の方々にとっては、こんなことを知らせてもだれも意見を言うわけがない、傍聴に来るわけがないと思っていられることでも、市民にとっては重要な情報である場合もあります。また、市民が知ることでよりよい知恵をいただく機会にもなりますので、積極的に縦覧期間や審議会開催についてお知らせをしていくべきだと思います。また、八開地区では、廃棄物施設の問題で住民の方々から反対の声が上がっています。私は、廃棄物処理業であろうが、企業はその地域で営業していくならば地域の理解は不可欠であると思っています。

そこでお伺いをいたします。縦覧や審議会開催のお知らせは行政当局として市民にどのように知らせていくようになっているのか、ルール化されているならば、そのルールについてお聞かせください。

また、突然の産廃施設や資材置き場などの建設に不安を抱く住民は少なくありません。資材置き場は後に産廃問題に発展するケースが多く、農業振興地域除外手続も慎重にすべきですが、周辺住民に周知したり、業者に地元説明会を開くよう指導したりする仕組みも必要と考えます。こういった仕組みづくりについて現在どうなっているか、また市当局としてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

次に、立田地区と佐屋地区の給食センター統合についてお伺いをいたします。

先日、パブリックコメントが実施されました。一番大切であり一番理解を得なければならな

い保護者の皆さんへはどのような形で御意見を集約されたのかお聞きしたいと思います。計画段階で御意見を伺うのがルールかと思いますが、保護者へどのような伝えをされたかお聞かせください。

最後に、行政組織について質問いたします。

来年度に向けて組織変更も考えていらっしゃるかと思います。私は教育部局のスリム化ということをご提案させていただきます。教師でありながら教育次長として教育改革を進められ、現在は校長に復帰されている方のお話を伺う機会がありました。教育部局の職員に「あなたの最高上司はだれです」と聞くと、その職員は「市長」と答える人がかなりいるというお話を聞きました。もちろん教育部局の最高上司は教育長であり、行政部局の最高上司は市長であります。市長がかわっても教育現場に政治的な影響が及ばないように配慮された仕組みであります。

私はかねがね、生涯学習や公民館管理は行政部局で行った方がよいのではないかと考えております。その理由は、市が抱えている課題解決のために講座などは実施されるべきですし、この12月議会にも八開福祉センターでのボランティア団体が利用する部屋がないということで、そちらの利用をするということの説明がありましたが、貸し館業務を行政部局1カ所で把握した上で、市民に使いやすい工夫をしたり、貸し館の開館時間の調整をするなど、効率的な運営は行政部局の方でした方ができるのではないかとこのように思っております。生涯学習課など行政部局に移す自治体もふえているのではないのでしょうか。行政改革の視点からも、そして教育部局では課題の多い子供たちの教育に専念できるという面からも、私は有効な手法ではないかと考えます。市長と教育長のお考えをお伺いいたします。

あとは自席にして質問させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、議員の御質問の中での、まず斎場関係、斎苑関係について説明をさせていただきます。

御存じのように11月5日から19日におきまして、都市計画の関係でございますが、縦覧がされました。その後12月に入りまして、下旬だと思われませんが、市の都市計画審議会が開催されるということでございます。

農振除外の関係につきましては、10月31日に県の方の対策班会議が開かれまして、11月7日から12月8日まで公告・縦覧がされました。それに基づきまして、1月には農振の農用地除外の公告がされるというふうにお聞きしておきまして、どちらにいたしましても法にのっとり進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○市長（八木忠男君）

私の方からは、議会中継について市長のお考えはということでございます。

今議会に補正予算で地域情報通信基盤整備推進事業費1億1,000万円を計上させていただきました。この事業は合併後の課題でありました立田・八開地区での西尾張CATV未整備地区の工事に着手すべく予算であります。これまでの地域間の格差も解消がされて、愛西市全体で情報の共有化ができるということで、大変いい国の補助の決定をいただいたところであります。

そして御指摘の議会中継であります。これ、旧佐織時代のことを申し上げてなんですけれども、佐織のときも半分が整備され、半分がまだ未整備でありました。そうした折にも、私、答弁として、考え方をということでありまして、全地域に整備がされたならば、その時点において、これは議会の放映でありますので、議会の皆さんと御相談を申し上げて考えたいということで御答弁をしてきたことがあるわけでございまして、今回もそのような考え方でおります。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは私の方から、大項目の市民参加と情報公開のまちづくりをと。それで、審議会や縦覧など積極的にという御質問をいただいておりますので、現在の愛西市の現状の取り組みについて前段で答えをしたいと思います。

この問題につきましては、御案内のとおり、私ども、総合計画、あるいは行政改革大綱に、市民と一体となったまちづくりの確立というものを基本目標として制定をしているのが内容でございます。そして、いろいろ市民の皆さん方の情報の提供という一つの方針の中で、今、市として取り組んでいる一つの手段を制度化したものが、御案内のとおりパブリックコメントと。これは市民の皆さん方からそれぞれの計画に対して意見書を提出していただくという、その一つがパブリックコメントという制度でございます。

そしてもう一つは、市民の方々からいろんな意見をいただくための手法として、市内の公共施設24カ所に「ふれあい箱」の設置、これも一つの手段というふうにとらえております。

それからもう一つは、より一層、愛西市の会議の情報を提供するために、審議会等の公開ということで、これも一応制度化をいたしまして既に取り組んでいる状況でございます。そして、そういったような手法を活用いたしまして、いろいろホームページ等の方へも今現状としては掲載をしているわけでございます。当然、今後もホームページ、あるいは広報紙等を通じて積極的に市民の皆さん方に情報を提供していきたいという考え方でおりますので、よろしく願いしたいと思います。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

学校給食のパブリックコメントのとり方についてということで、保護者の意見集約はどのようにされたかということでございますが、このパブリックコメントは広く一般からの意見や情報、改善案などを求める手続でございますので、保護者の方の御意見等につきましては、校長会や栄養士部会の事業の中でアンケート実施をいたしまして、情報の収集に努めておるところでございます。さきの9月議会の宮本議員の折にもそのようにお答えさせていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

#### ○教育長（五富利清彦君）

それでは、教育部局のスリム化につきましてお話をさせていただきます。

平成20年4月より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。この改正によりまして、先ほど議員が申されましたように、スポーツに関すること、あるいは文化に関することが、地方公共団体の長が管理し、執行できることになったわけでございます。

しかしながら、市の教育委員会といたしましては、児童・生徒を取り巻く現在の社会情勢を考えてみますと、子供たちの健全育成には、家庭教育力、あるいは地域の教育力、そういったものが不可欠であると考えております。したがって、学校と家庭、あるいは地域の緊密な協力態勢があつてこそ、子供たちが健やかに成長していくものと考えております。そのために、教育委員会におきましては、社会教育関係、学校教育関係を総括的に運営することが一番いいのではないかと、今の時点では考えております。以上でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

では、火葬場の問題から順次質問をさせていただきます。

今、簡単に今後のスケジュールについてお話があつたわけなんですけれども、土地の売買契約ですけれども、それは最短でどれぐらい、最長でどれぐらいなのか、それはどう見込んでいらっしゃるのかお聞かせください。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

土地の契約につきましては、今後、先ほど説明させていただきましたが、都市計画の方の県の承認をいただきまして、その後、税務署協議があります。それ以後の契約になりますので、2月当初というふうに思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

農振の関係の異議申し立てが出た場合、そうなるももっと延びるかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

そういう異議申し立て等が出れば、当然おくれるということで、議員のおっしゃるとおりでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

多分5月ぐらいにずれ込むということかというふうに思うんですけれども、そういった考えで間違いはないでしょうか。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

5月になるかどうかはわかりませんが、異議が出れば当然おくれるというふうに思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

すみません。多分それぐらいになるんじゃないかなと思いますので、きちっと公文書に残っていると思いますので、どこかにあると思いますのでまた御確認をいただきたいと思います。

あと、この斎場の土地の取得の経緯について少しお伺いしたいと思うんですけれども、この土地取得についてはどの自治体もいろんな問題があります。先日も副市長にお話ししたんですけれども、下に産廃が埋まっていたりとか、いろんな問題でどこの自治体も事前に調査を十分にされて土地の取得をされていくわけなんですけれども、今回、火葬場の土地取得に当たって、事前調査というのはいつの段階でだれがどのような調査をされてあそこにしようということになったのかお聞かせいただきたいと思います。

○副市長（山田信行君）

斎苑予定地の土地の地価の中身の関係でございますけれども、そういった産業廃棄物の関係、あるいは文化財の史跡の関係、そういったものには該当するような土地ではないと、そのように考えております。

○5番（吉川三津子君）

愛西市公有財産規則第4条の方で、各課等の長は、公有財産を取得しようとするとき、あらかじめ財産について必要な調査を行い、権利の設定または特殊な義務があるときは必要な措置を講じなければならないということで、あらかじめ調査を行わなければいけないんですね。そういった面で、だれがどのように調査をされたのか、どういう調査をされたのか、こういうことは必ずどこの自治体もマニュアル等ができてされているわけなんですけれども、愛西市においてはどのようなことがされたのでしょうか。

○副市長（山田信行君）

そういった関係につきましては、特に明確な調査はしておりませんが、そういった調査まで必要がまず至っていないということで、やっております。

○5番（吉川三津子君）

必要があるかないかというのは調べてみないとわからないことで、そういったことがひょっとしてされていないならば、とても問題ではないかなということをするんですけども、私、情報公開請求させていただいて、この用地交渉において交渉記録がないんですね。地権者との交渉をした記録がないわけです。土地についてのトラブルは、私もいろんな自治体の問題が起きていることは承知しております、裁判にもなっている事例があるわけなんですけれども、そういうことで裁判等になって、こういった施設も途中でとんざすとなれば、市民の方に大きな損害を与えるわけなんですけれども、この用地交渉の責任者、そしてそういった記録をつける義務というか、そういうものは愛西市においてどうなっているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○副市長（山田信行君）

基本的には、こういった用地の関係、担当の者がございますので、当然、適切な記録、そういったものは保有しておるはずでございます。

○5番（吉川三津子君）

申しわけないですが、私は情報公開請求をしたと申し上げているんです。その中で一切、そういった用地交渉に関する記録がない、実際にそういったものを残していないというお話を聞いているわけなんです。こういったトラブルが起きたときにどう対応するのか。よその自治体はきちっとルールで交渉記録というのを残しているわけなんですけれども、この用地でトラブルが起きたとき、責任問題になると思うんですよ。今回、この用地交渉の責任者は一体どなたなのか、担当者が残していると思いますとおっしゃるんですけども、用地交渉の責任者はどなたになっているのでしょうか。

○副市長（山田信行君）

担当といたしましては、都市計画課の中におります職員を一種の専従的に当たらせておりますので、その交渉記録というのはどういった範囲までのものをおっしゃってみえるのかわかりませんが、要は、今までここに予定地になってきた経緯だとか、また同意をいただくに当たっての説明だとか、そういったことは当然やってきておりますので、そういった経過記録は、私どももある程度、私が参加しておるものについては持っておりますし、担当はそれなりに持っておる、当然のことだと思っておりますが。

**○5番（吉川三津子君）**

そういうものがありながら情報公開請求で出てこなかったということであれば、大変私は問題であろうというふうに思っているんですね。その点については、私、担当者の方にないのかというお話を確認しております。ないということをおっしゃっているわけですね。だからそこから辺、交渉記録というのは、何月何日に地権者と会ってどういうお話をしたんだと、そこでどういってお約束をしたんだと、そういうことが一切、情報公開請求した中で出てこないわけです。これは土地取得の基本の基本だと思うんですね、行政が土地取得をしていく上で。その点、じゃあその都市計画課の方が今回用地取得についてはすべての責任をしょっておられるのか、その方が一番の責任者であるのか、私はお話を伺った感じからすれば、その自覚は私はないというふうに思っておりますが、その点は間違いはないのでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

その担当の関係につきましては、当然、いろいろな職員が場当たりの当たるような交渉ではございませんので、専従的にその職員に当たらせておまして、その職員で解決できないような問題は逐次上司の方へ相談やら伺いが来ておりますし、報告も得ております。ただ、交渉記録が公開できるかどうか、そういった関係については、これは個人の財産とかいろんな関係がありまして、個人情報をあからさまに公表できるかどうか、途中経過の段階では微妙な関係がございますので、そういった関係で記録がないと申し上げているのではないかと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

もしかしてそのような情報公開請求の仕組みにおいて副市長がそのような判断をされるならば、大変問題なことです。職員が仕事として記録に残しているものを、それを情報公開請求の対象ではない、もしくはそれが非公開であれば、必ず文書名が出て、これこれしかじかで、非公開だという非公開通知があるはずです。そういったものも一切出ておりません。今の副市長の発言は大変問題のある答弁だと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

**○議長（加賀 博君）**

傍聴者の方にお願ひします。私語は慎んでください。秩序を乱すようでしたら退場していただきます。

[発言する者あり]

では、退場してください。

[「ちょっと休憩させてください」の声あり]

ちょっと休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

そして傍聴者の方をお願いを申し上げます。議場の秩序を乱さないように、よろしくお願いいたします。

**○副市長（山田信行君）**

貴重な時間をいただきまして、本当に申しわけございませんでした。

先ほど、私、交渉記録の関係などについて概略を説明申し上げましたけれども、改めて直接の担当課長でございます都市計画課長からもう少し詳しい内容をお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○都市計画課長（加藤清和君）**

先ほどの御質問の件でございますが、説明会等の記録については、すべて、いつ、どのような説明会をしたという資料がございます。ただ、個々の交渉の内容については、皆さんに御理解をいただいた中でお話をしておりますので、個々の交渉記録については細かいものはないという認識でございます。よろしくお願いいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

西保町の方々については説明会等でまとめて御説明されていることは重々承知しております。地権者の中で2名、西保町でない方がいらっしゃいます。そちらについては一切記録がないんですね。そちらについてはどうなっているんでしょう。どなたがどうされたのでしょうか。

**○都市計画課長（加藤清和君）**

ただいまの御質問でございますが、個々にいろいろな打ち合わせ等、交渉は行っております。しかし、買収についての御協力という中で、細かい交渉記録についてはございません。

**○5番（吉川三津子君）**

残すべきだと思います。ほかの自治体についても、用地取得に関する要綱等を持っております。愛西市はありません。それが随分、今後いろんな事業をされていく上で大きな問題になると思われまますので、その点については指摘をさせていただきます。

それから、先ほど2名の方が西保町以外の、愛西市以外の地権者ということなんですけれども、そちらについて大変十分な話がされていたのかどうかということも、情報公開請求した中でなかなかわからない点がありました。そういったところでのトラブルというのが今後起きるのではないかとということで大変心配しているんですけれども、ちょっとそれは話は別といたしまして、用地費の支払いですね。前払いが70%、残金が30%ということになっているんですけれども、これは愛西市のルールなんですか。

**○都市計画課長（加藤清和君）**

愛西市だけのルールじゃございません。愛知県についても同じような取り扱いで進めており

ます。

○5番（吉川三津子君）

しかし、愛西市の公有地財産規則の方では、登記等が終わってから、それから支払いをする、それが原則であると。市長が認めた場合についてはするということで、原則から逸脱しているのではないかなというふうに思うんですが、私は一般の民間において、やはり何があるかわからないところでお金を払うということはあるとあり得ないことなんですけれども、なぜ行政はこういうやり方をするのか、その点についてお聞かせいただきたいと。

○都市計画課長（加藤清和君）

ただいまの御質問でございますが、契約時にはすべていろいろな関連のものは確認を済んだ状況で対応をさせていただいております。

○5番（吉川三津子君）

契約書の中で所有権移転登記に必要な書類等を提出したときというふうになっております。具体的にそういった書類がどういったものに該当するのか、お聞かせください。

○都市計画課長（加藤清和君）

登記の所有権の移転に係る登記承諾書、それに添付をする印鑑証明書、それと、もちろん契約等についてすべての書類は実印でいただいております。細かい話をさせていただきますと、契約書と請求書、いろいろな形の中で必要になる書類は変わる場合がありますが、基本的には契約書、請求書、登記承諾書、それに実印と印鑑証明の添付と、このように御理解ください。

○5番（吉川三津子君）

私は、こういったやり方というのは、愛知県でそうなのかもしれませんけれども、ほかの市町の事例を調べましたけれども、やはり登記が済んでからということになっているところもたくさんございます。近辺がどうなっているのか私も調べておりませんが、私はこの土地の売買においては登記が済んでからというのが原則であろうと思いますので、一度そういったことも検討いただきたいというふうに思います。

それから、抵当権がついたものについて、この70%の支払いをするとき、どうしているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○都市計画課長（加藤清和君）

ただいま御質問のありました抵当権の設定等につきましては、関係金融機関等の確認をいたしまして、とれるという確認をした後の対応ということで御理解いただきたいと思います。

○5番（吉川三津子君）

確認がとれていないまま70%支払いしている事例はないのでしょうか。

○都市計画課長（加藤清和君）

今までの取り扱いの中では事前に確認をしておるというような状況でお願いいたします。

○5番（吉川三津子君）

それは大きな間違いだと思います。この斎場の道路部分、14番地に当たるんですけれども、この部分につきましては抵当権がついたまま支払いがされています。どういった経緯かと申し



ますと、12月5日に土地の売買契約がされております。その後の12月14日に70%の支払いがされています。14番地においては26日に抵当権の抹消の依頼書が出されています。ですから、お金が7割支払われた後に抵当権の抹消をしてくださいという書類が出されているんです。こういったいいかげんな土地のやりとりが愛西市ではされている。私はずうっと、用地取得する、皆さんの税金を使って土地を買うわけですよ。その中で事前調査も不十分、そしてそういった聞き取りの記録も残していない。また、支払いのルールも大変ずさんになっているということは大変問題だと思いますが、副市長、こういった実態というのは御存じだったのでしょうか。

#### ○副市長（山田信行君）

そういった関係は承知しておりまして、特殊な事例ということで私どもは進めてきたわけでございまして、特に先ほども申し上げましたように確認をし、先の見通しがちゃんとついているものに限ってそういった取り扱いをなしてきたと、そういうことをございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

今、責任者である都市計画課の課長が、すべて抵当権を確認して、そういった事例はないとおっしゃっているわけですよ。そこで副市長は知っていましたと。大変矛盾した答弁じゃないですか。今までいろんな答弁をされてきて、事実じゃなくて、つじつま合わせのようなふうに私は感じてならないんですけれども、私は先日も抵当権の話で副市長のところにお邪魔しました。その抵当権のことも御存じありませんでした。いつについての抵当権なのか御存じありませんでした。この抵当権というのは、大変奇々怪々な抵当権ですよ。この抵当権が設定されたのは、受け付けされたのは去年の9月12日です。9月10日に売買同意書を交わした2日後に4,000万円の抵当権をつけられている。それも一般の銀行ではない。産廃処理業とかいろんなそういった商売をやっている方が債権者です。同意をいただいた2日後に4,000万の抵当をつけられている。先日、副市長にお話ししたら、この抵当権は二、三年前でしょうとおっしゃいました。違うんですよ、これ。同意書を交わした2日後に抵当権をつけられている。まだまだあるじゃないですか。先日お話ししたのは、1億円の共同担保に入っている。1億円ですよ。それがいつ抵当権設定されたかということ、10月ですよ。つい最近ですよ。現金を支払った直後に1億円の担保、今、1億4,000万の担保がついている。その1億円の担保の債権者は、債務者と債権者が同じ住所の方、そういった状況で今、この斎場の中には、市としてはしっかりと見ていかなければならない土地が含まれています。その後、副市長はこの件についてどう対処されているのかお聞かせいただきたい。現状は今どうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

#### ○副市長（山田信行君）

先ほど支払いの関係で承知しているかということで、承知しているというのは、当然、私どもも決裁をしておりますので、そういった意味でこれは承知をしているということをございます。

そして、先ほど御指摘のございました抵当権が最近1億円つけられておる、そういった関係もお話しをいただいた確認をしております、住所が同じ、要は家族の方同士でのこういったやりくりがなされておまして、その関係につきましても、事前に私ども、既に承諾やら同意

をいただいております。改めて口頭で確認をさせていただいても承諾の意思には変わりございませんでしたので、今現在そういうことで進めております。

○5番（吉川三津子君）

抵当権がついていて、承諾したからオーケーなんて、あり得ないですよ。副市長は抵当権がついている土地を買われるのでしょうか、買っていいとお思いなのでしょうか。

○都市計画課長（加藤清和君）

ただいまのお話ですが、一つの事例といたしまして、相続等の納税猶予がついている場合、もしくは抵当権が設定されている場合につきましては、事前に税務署だとか金融機関、そういうところを当たりまして、抜けるという確認をした中で先払いというような方法をとらせていただきまして、金融機関とのお話をさせていただくと、こういうような事例もございますのでよろしく願いいたします。

○5番（吉川三津子君）

その点は重々承知しております。ですから、今回の14番地については、それがされていない。情報公開請求できちっと日にちを見てください。払われてから外してくださいという書類をお届けに行っていらっしゃいます。伺い書についてもそうなんです。抵当権を外してくださいという伺い書についても、ほかの農協とかで納税猶予でされていらっしゃる方もあるので、それとはずれています、日にちが。ですからお気づきにならなかったんだろうというふうに思いますが、伺い書が出されているのも支払いの前日です。前日です。ですから、払われた後にしか相手さんのところには行っていらっしゃるという形になっております。

それから、あと副市長にお尋ねしたいんですけれども、今のこの土地の現状についてはどうなっているのでしょうか。

○副市長（山田信行君）

現状については、特に変わっておらない、そのように確認をいたしておりますけれども。

○5番（吉川三津子君）

先日11月の農業委員会で、農地法3条の関係でこの土地の所有者が移転しております。それをお気づきになっていないというのは大変問題だと思います。登記簿の方でも、現在、所有者が変わっております。ですから、同意いただいたものをすべて無効、そんな状況に陥っていることを御存じないというのは大変問題ではないかと思いますが、その点、今後どうされていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○副市長（山田信行君）

当然そういったことが事実ということで把握できれば、私ども、適正な形として、普通の適正な手順で今後進めていきたいと思っております。

○5番（吉川三津子君）

普通の適正な手順とは、一体何でしょうか。

○副市長（山田信行君）

要は、私どもの公有財産規則だとかそういったルールにのっとって進めていくべき、そうい

った意味の適正な方法でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

具体的にどういう行動をとられるのかお聞かせいただきたいと思います。そのルールにのっ  
とってと、きょう私も規則を持っておりませんので、どういった手続を踏んでいかれるのか、  
その点お聞かせいただきたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

この場ですぐ事細かなことまで申し上げることは、私も今ちょっと用意しておりませんけれ  
ども、基本的には、ルールをきちんと守って重要な財産の取得に当たっていきたいと、そのよ  
うに考えているところでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

こういった土地というのは本当に同意書では縛れないです。ですから、この間、計画中とい  
うのは土地の動きというのをきちっと見ていく必要があると思うんですけれども、金額も大変  
大きくて、共同担保1億円です。大体こういった共同担保というのは、1億円何とかしないと  
外せないというのが一般の考え方、相手の債権者によってはそういった考え方が通例だとい  
うことを専門家に聞いております。ひょっとしてこの土地は取得できないかもしれない、そう  
いった思いもありますけれども、副市長はいつも一生懸命頑張ると言われるんですけれども、や  
はりいろんなケースを想定して、ひょっとして買えないケース、そして値段を上げろというケ  
ース、それから売るかわりに何か仕事をさせてくれというケース、今までいろんな自治体で土  
地絡みでいろんな事件が起きているんですが、そういった三つのケースについてどう、副市長、  
市長は対処されていくのか、いろんな想定をされて対処していかなければいけないと思いま  
すが、その点についてはいかがでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

同意書については法的根拠はないとおっしゃってみえますけれども、私ども、今までいろ  
んな説明やら交渉に当たってまいりまして、その地主さんとも信頼関係が築いてあると思っ  
ておりますので、そういった関係ではきちんとやっていきたいと思っております。なお、価格のつ  
り上げとかそういうことには私ども、当然、今までも説明では愛西市の標準単価はきちんとそ  
れで通してきておりますので、今後について、その方だけを特別扱いするようなことは毛頭考  
えてございませんので、よろしく願いいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

本当に今まではのどかな感じで、同意書でもそういう信頼関係でできてきたかと思うん  
ですけれども、今いろんな問題があると思うんですよ。信頼関係だけでは済まないわけですよ。契  
約ということが重要で、信頼関係の上で契約をされたんでは、私たちの税金がどうなるかと  
ても心配なんですけれども、先ほどからお話ししているんですが、買えないという想定も出て  
きます。先ほど言われたように、値段のつり上げには応じない、いろんな条件にも乗らない、  
そういった場合というのは土地が買えない場合も出てくるわけですが、そういったことも踏ま  
えてこの計画を見ていく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○副市長（山田信行君）

せっかくこれまでこのように進めてきた皆さん方、要するに地主さん15人の方の御協力をいただいておりますので、今後も精いっぱい努力をしながら、この土地をまとめていきたいと考えております。

○5番（吉川三津子君）

頑張ることができることとできないことがあると思います。相手があることですので。私もほかの市町で同じような事案を見ているんです。それはやはりこういった土地の値段をつり上げて開発が頓挫した事例、それから、ごみ処理施設をつくるときに、かわりに仕事をやらせてあげるからといって口約束をしたがゆえに今裁判になっている事例、そういったことを幾つか私は今事例として調べているわけです。ですから、それだけ土地を買うというのは大変難しくて、頑張ってもどうのこうのなる問題ではないと思います。やはり、もしかして買えない可能性があるならば、そのときにはどうするのか、そういったことも踏まえて計画を立てていかないといけないと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○副市長（山田信行君）

最悪のケースまで御心配をいただいておりますこと、本当に恐縮に存じます。私どもはそういった法的ルールを踏まえて最大の努力をしていかざるを得ないと思って、是が非でもこの予定地をまとめていきたいと考えております。

○5番（吉川三津子君）

これは平行線かもしれないですけれども、私は行政の責任者として、市長、副市長、これがどンドンどンドン計画を進めていって、土地が買えないということになったら、市民に大きな損害を与えることになるわけです。ですから、そういうことにならないために手を打っていく、それが私は行政の方々のお仕事ではないかなというふうに思っておりますので、また、これ以上聞いても平行線です。抵当権の難しい問題があります。所有者もかわっています。すべてのものが今無効になっています。そういった状況を踏まえて、ぜひ、対策等をまた後日でもお示しいただきたいというふうに思っております。

それから、この土地取得において、やはり私は、地元丸投げ、ルールがない、市の中に用途取得に関するルールがないというふうに思っておりますので、やはりこの用地取得に関する要綱を、本当によそのところはしっかりしているんです。具体的に、買う前の調査はどうするのか、やはり登記簿の調査とか所有権がどうなっているとか、いろんな調査がされております。支払いについても鉄則、やはり所有権移転がされてからしか支払わない、それは当然だと思うんですよね。あと用地交渉の記録をきちっとつけるということで、フォーマットもきちっと決まっております。これがなぜ必要かといったら、今現在こういったトラブルが起きるかもしれないという状況に陥っています。この間、じゃあ今までの記録がなくて、裁判云々ということになった場合、市側には一切そういった資料がない。そういった状況は本当に市民に損害を与える。裁判で負ければ損害を与える。そういう事態が生じる可能性もありますので、やはりきちんとした、先ほどから副市長はルールにのっとってと言われるんですけれども、土地取得に

関してきちっとしたルール、そういったものの確立をする必要があるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

当然、そういったルールのものは確立していかなければならないと思っておりますので、先進地のことも参考にさせていただきながら進めていきたいと思っております。

なお、そういった心配のあるような件につきまして、今、手が打てることがあれば、それはルールにのっとって手を打っていききたいと、そんなことも考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

こういったルールを決めるということは、職員の身を守るということにもつながると思えます。こういったルールがあれば、口ききの防止にもなります。ルールではこういうふうになっているのでこういうことはできませんという形で、ルール化することの必要性を感じます。

それから、こういったトラブルが起きるかもしれない土地を行政は取得しようとしてはいけない。そういったことは鉄則だというお話を聞きました。ですから、いわく因縁のあるような土地かどうか、そういった背景もしっかり調べて、そういう土地に行政が手を出さないような、そういった調査体制というのもつくっていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

次に移りますけれども、あと火葬場の件で、今、火葬場から西保団地まで221.7メートルという微妙な数字になっております。墓理法の関係で220メートル以内に住宅があるとだめだよということになっているんですけれども、大変微妙な数字で、220メートル以内だからどうの、220メートル以上だからいいとか、そういうことは思わないんですけれども、今、西保団地の皆さんは、通称「額縁道路」、火葬場の周辺道路ですね。あれが農業振興地域除外の手の簡略化だけのためではなくて、西保団地からの距離を220メートル以上にするためにあの道路をつくったんじゃないかという、そういう疑問をお持ちです。せんだって、西保団地の皆さんは測量士さんをお願いして測量されました。それで、境界ぐいがあるそこはないものから、大まかな大体この辺かなというところで測定をされたんですけれども、219.55メートルと、220メートルを切ったんですね。これは本当に境界ぐいがないところで測定しておりますので、ぜひ、市民の方がこういった疑義をお持ちであるならば、市は丁寧に対応していかないといけないと思っておりますので、市民立ち会いで測量をしていただけないかと思うんですが、そういったお考えについてはいかがでしょうか。

**○都市計画課長（加藤清和君）**

今の御質問の内容につきましては、用地測量図で座標の位置等もとってありますので、それで距離を確認することは可能だというふうに思いますので、用地費にあえて測量費を費やすということは考えておりません。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひお願いしたいところなんですけれども、また西保団地の方でも測量されると思っていますので、またそういったデータで疑問点があれば真摯に受けとめて対応いただきますよう、よろし

くお願いいたします。

では次に、市民参加のまちづくりということで情報公開の件について、市長からは議会の中継については前向きだという御答弁をいただいたわけなんですけれども、これ、障害者の方から結構声をいただいているんです。議場まで足を運べないということで、早くやっていただきたいという声があります。ここの議場も段差があるもんですから車いすも入りづらいという状況があって、ぜひ、クローバーTVなりインターネットで見たいと、そういった声もいただいているわけなんですけど、できるところからやっていただくわけには、議会があるから強くは言えないんですけれども、できるところからやる気持ちというのは市長はおありでしょうか。

○市長（八木忠男君）

個々の対応も大事ということは感じておりますけれども、冒頭申し上げました、議会の皆さんと十分御協議、検討して進めたいと思います。

○5番（吉川三津子君）

私は市長のお考えを聞いているので、市長は、できるところから始めることには前向きでいらっしゃるのか、その必要はないとお思いなのか、その点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○市長（八木忠男君）

今、議場へ来るのも不便だということ、近年、バリアフリーということもありますので、そんな対応もできればということを考えております。

○5番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

あと、審議会とか縦覧のお知らせなんですけれども、その辺についてはホームページ等で、素早くというか、お知らせすることになっているのでしょうか、その辺は統一されているのか、それとも各部署での判断になっているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

特に審議会、今、市として位置づけておる会議の数、これが44ぐらいありますけれども、原課の方にはいち早くそういった会議が終了した後にホームページの方へ登載するようにということで、当然、話をし、いち早く掲載するようにということで話はしております。ですから、最終的に会議録の取りまとめ等々、いつ載せるかについては原課の判断ということをお願いしているような現状でございますが、できる限りいち早くホームページの方へ登載せよという話は私の方からはしております。

○5番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

ぜひ、いろんな形で市民の方が意見の言いやすいような状況をつくっていただきたいと思います。

あと、パブリックコメントとかについても、やはり一番声をいただかなければいけないところであると思うんですね。今回、給食の件でも質問させていただいたんですけれども、学

校給食にかかわっている保護者の方から一番意見をいただかなければいけないと思うんです。パブリックコメントについてもですね。今回、このパブリックコメントをしますよということに対して、市民の声を聞いたからというよりも、保護者の方々はどう考えていらっしゃるんだろうという、そういった声の集約というのは大変不足しているんじゃないかと思うんですけれども、先ほどちょっと答弁いただいたんですが、具体的に保護者の方に、保護者の代表ではなくて保護者の皆さんにはどのような周知がされているのか、現状についてお聞かせいただきたいと思います。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

先ほどの部長の答弁につきましては、パブリックコメントについてお答えをさせていただきました。このパブリックコメントにつきましては特定の方々を対象にするものではございませんので、特定の対象の方々にお知らせをすとか、そういうこと自体がルール違反になるということでお答えをさせていただいたものでございます。

議員御質問の保護者の方にどのように意見集約をしたかという御質問でございます。先ほど部長の方から、学校の組織であります校長会でありますとか、栄養士の協議会等からいろいろアンケート事業等で意見の集約をしておりますということでお答えをさせていただきました。具体的には、ここに冊子を持ってきておりますが、校長会の中では毎年、保護者の方、児童・生徒、学級の担任の先生、それから校長先生方の御意見というような形で、4者の方々の御意見を、これは毎年実施をされております。それから、これは海部津島地区の学校栄養職員がつくっております研究協議会でございますが、こちらの方につきましては、大規模調査というのは5年に1回やっております、これにつきましても、やはり児童・生徒、保護者の方々、先生方というような立場の方々にアンケート調査をしまして、各種の意見の集約をさせていただいております。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

私は今のお話を聞いて、パブリックコメントではいけなかったんじゃないかなと。広く市民の声を聞くというよりも、保護者個々のところに全く周知されないまま、私は今、立田の方たちとか、皆さん御存じないんですよ、この給食センターが一つになるということですね。そういった面で、個々の保護者の方にきちんと伝えて御意見を伺うということが必要ではないかと思うんですけれども、その点については、教育長の方、御予定等がありますでしょうか。

#### ○教育長（五富利清彦君）

現時点ではアンケート調査等をするところではございませんので、今後また、今の御意見を参考にしながら考えてまいりますけれども、全調査をすることはございません。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひ、現状の説明ですね。そういったことは保護者の方にさせていただきたい。突然こうなりましたではなくて、今こういう形で進めていますという情報提供はきちっとすべきだと思います。そういうことをすることによって、市民の方から意見が来ると思いますので、その点はいかががでしょうか。

### ○学校給食課長（小澤直樹君）

このパブリックコメントにつきましては、これは事業を進める中で、計画等を作成する場合は全市的に定められたルールでございます。それに乗っかってやっているわけでございます。で、保護者の方の御意見集約ということでございます。それにつきましては、また後ほど、これらの冊子を見ていただくと、中身、細かいところまで載っております。こういうようなものについては私どもで承知させていただいておりますので、その分について載せさせていただいております。

### ○5番（吉川三津子君）

いち早くどういうふうに進めているのかということの周知が必要だと思っておりますので、その点をお願いをしたいと思います。いろんな疑問をお持ちの方から今声が届いております。現状どうなっているのかということをお知らせする義務があると思っておりますので、その点、お願いしたいと思います。

あと、公民館事業等の生涯学習の行政部局への異動について、いろいろほかの自治体で取り組みが始まっておりますので、ぜひそういったことを研究していただいて、よりよい状況に持って行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

### ○議長（加賀 博君）

これにて5番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は1時ちょうどから始めますので、よろしく願いします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位3番の27番・石崎たか子議員の質問を許可いたします。

### ○27番（石崎たか子君）

議長の許可がありましたので、大項目2点について質問をいたします。

私も年を重ね、20年余の議員生活の中で、住民の気持ち、願いの代弁者として、ニーズにこたえ、また行政のチェック役として、午前中に吉川議員の発言、調査を聞き、今後も励まなければと思いました。

市民の皆さんは、行政や議会のことをきちんと見ていてくださいます。しっかり頑張れの声を背に、第1点目に入ります。

まず、道路行政に関する理念を示させていただきます。

合併して全市の面積66.6平方キロ、旧町村を結ぶ道路・側溝や行政の統一は、さぞ大変なことだったと拝察いたします。先ほど市長さんから、午前中にもその一端をお聞きしました。声が市長は弱々しいという傍聴者の声がありましたが、功績は評価させていただきます。

そこで、特に多岐多種多様にわたっております道路改良・道路補修・側溝設置について、特



に毎年総代さんから出された要望のうち、昨年度はどれぐらいの何%の要望がこたえられておるか、道路舗装、側溝設置について、また今年度の進捗状況をお聞かせください。これらの要望の施工は、全町といってもまだ行政区が確立していませんので大小があり、一概には言えないと思いますが、何かの理由で突出して施工されたところはありませんか、お尋ねいたします。

道路舗装、施工に関しては、道路に係る所轄との連携はとっていないのか、お尋ねいたします。

続いて2点目は、総合斎苑計画、全体を見直せでございます。

午前中にこれも吉川議員からる質問がありました。土地についても、結局、市側が地元任せられた責任の重さを思いました。傍聴席からも、ただただあきれたのが聞こえました。私はこの斎場に対しては、環境影響調査より、特にセレモニーホール併設に反対してまいりました。火葬場と待合所のみは大賛成でございますし、早急につくるべきであると思っております。これも何度も申し上げました。去る12月1日、県議会でも県の来年度予算が3,000億円規模の減収見通しを示されました。元気な愛知は一転して世界経済減速の影響を受けていきます。毎日、毎日、ただいま暗いニュースばかり飛び込んでまいります。

この斎苑計画は、現在どこまで進んでいるのか、全員協議会の場合でも一言の報告もございません。特別委員会に出ていない議員の意見は一つも入りません。去る11月19日までの提出であった津島海部西部都市計画の案に対して、意見書は何人、何通届いたのかお尋ねをいたします。

あとは自席で質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず1点目の御質問でございますが、施工の状況についてお聞きでございます。19年度から申し上げたいと思います。

市全体の舗装の要望が上がりましたのは162件でございます、54件、御要望にお答えをいたしております。率にしますと33.3%になろうかと思っております。側溝の要望については215件、施工させていただきましたのは66件で、これも率に直しますと30.7%になろうかと思っております。

それと本年度につきましてでございますが、年度途中ですので現時点での御報告という形をお願いをしたいと思います。舗装の要望件数164件中、施工させていただいたのは58件、率にしますと35.4%。側溝の要望件数については221件で、施工させていただきましたのは67件で、率に直しますと30.3%になろうかと思っております。

ただ、他の議員さんもいろいろこういったことの要望に対する施工率の関係をお聞きでございますが、その都度、私、毎回お答えをさせていただいておりますが、一つの側溝を例にとりますと、1件で百何メートルもあるものから1件10メートルで御要望いただくものもございませぬので、この率というものについては一つの目安というふうにとらえていただきたいというふうに思います。舗装についても一緒でございます、永和台で6メートルの幅を二百何メートルにわたって施工させていただいたものもあれば、集落内の中で幅員2メートルほどのものを50メートルほどしか舗装しないというものも、これも同じ1件でございますので、その点だけちょっとお酌み取りをいただきたいと思っております。

それから、所轄との連携をとっているかということですが、こちらにつきましては、市の水道部局、下水道部局、それから各土地改良区の工事もございますが、そういった土地改良区、それから海部南部水道等、こういったところと、あと経済建設部でありますと工事を伴いますのは農業土木課、建設課、都市計画課、こちらの方と、連絡調整会議とっておりますが、こういった会議を幾度と開かせていただいて調整をさせ、連携を取り合っております。

それから、先般の意見書についてお聞きでございますが、これにつきましては、84名の方から118通提出がございました。以上です。

## ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

それでは、今答えていただきました要望のことでございますが、例えば今要望でちょっと永和台の話が出ましたが、石池のところでも10年以上も前から側溝設置を願いつけております。もちろん要望書も毎年出させていただいておりますが、今年度は特に大井総代さんと土木総代もきちんと打ち合わせをして、ここは2番目に要望としておりますが、まだ現在、施工もされておらないところがございます。学習塾もありますし、子供さんの出入りがあるところがございます。また永和台に関しても、下水工事が済んだら順次道路舗装をすると約束されながら、いまだにまだ果たされていない部分が多々ございます。ことし団地中央の舗装を1本していただきましたが、中央二、三メートル舗装をされていなくて、そのまま今になっております。住民は、近所の方は喜ぶと同時に、あきれて、これが市のやり方かと言われております。来年すぐに南北道路の施工かとも思いましたが、どうしてああして二、三メートル、初めて見させていただいておりますが、舗装されなかったかお尋ねいたします。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

側溝の関係ですが、大井町の総代さんから出された順位の関係、今ちょっとここに手持ち資料を持っておりませんが、大井町さんとしての順番の御提出によって私どもは施工を進めさせていただいております。これもいろいろ地元内要望の関係で他の議員もお聞きでございますが、大体、昨年度も今年度もそうですが、地域内のいわゆる舗装とか側溝等の関係で議会に御承認をいただいて、1億7,000万円ほどの予算を執行させていただいております。いろんな諸事情もあるということで、佐屋地区と立田地区、八開地区、それから佐織地区、普通交付税の基準財政需要額のうちの道路橋梁費の比率でもって出された要望をまず4地区別に分けて、その中で、大井町さんのように1,400ほどの戸数を抱えてみえる町内もあれば、1町内で30戸弱の町内もございます。そろばんとか計算機ではじいたようなきちっとした仕分けはできませんけれども、例えば大井町さんの1,400戸ぐらいの戸数であれば、3位、4位の辺まで入れるものもあれば、先ほど申し上げた30戸以下の戸数の町内においては、1番の要望番号をつけられても、2年か3年に一度しか施工ができないのが実情でございます。これは見ていただければおわかりいただけます。それで、私どもは、出された要望を、一応現場を複数の職員に、2人組んで現場を見させていただいております。議員から御指摘のありましたところについては、中央部についてはまだ比較的いけるだろうとし、次のクロスした舗装をやる折には今度は通し

でやればよいということでもさせていただいた。今回、表現として適正な言い方ではないかもわかりませんが、ある地区では舗装の補修を色紙が置いたような形で補修工事をさせていただいているところもあるわけですが、永和台さんについては全面舗装にて幅6メートルで230メートル余、舗装させていただいております。

大変失礼な言い方で恐縮なんですけれど、大井町内の19年度、20年度、施工させていただいた中で、永和台のこのたびの舗装が苦言として呈せられたわけですが、19年度では7割強、永和台団地の中へ事業費が投入されております。20年度については大井町内の中のいわゆる8割5分を超える金額が永和台の中へ事業費として投入がされております。これは大井町内の順位でつけられた番号でございますので、それを私どもがとやかく言う筋合いではありませんが、ただ、同じ目線で私どもは見させていただいているつもりです。1番から3番、さっき言ったように延長とかその関係がありますので何とも言えませんが、おおむね町内の大小によって多少の違いはつけさせていただいているような配慮をさせていただいておりますし、施工に当たっても、職員が写真など撮ってきて、その中で協議をするような形をとらせていただいておりますので、そんなに大きなずれはないと思います。ただ、こういう状況、先ほど申し上げたこういう状況下でやらせていただいて、施工をさせていただいたのに、何か苦言をいただくというのは、大変残念でなりません。以上です。

#### ○27番（石崎たか子君）

苦言というか、苦言を言われないように、せっかく私ども喜んでおりました。真ん中ががたがた道だったのが喜んでいたのに、なぜそこだけ、真ん中だけ、先にやる方を真っすぐにやっただけであればもっともっと喜べただけのことです。お間違えのないようお願いしたいと思います。

旧佐織のある団地においても、側溝にふたがないところを見かけたわけですが、家によってはあれを御自分たちでふたを設置しろということになっているのでしょうか。ふたをすれば道幅も広く、子供さんたちが誤って落ちることもありません。立田でも側溝にふたがないところがあるということも聞きました。その一方で、田んぼのあぜ道の舗装や、何も道が続かないところを道幅を広くとって施工してある道路もあります。歩いているときに見かけますが、畑の横に側溝が設置してあるところ、よく見るとその側溝は土でいっぱいになっているわけで、それが住民の皆さんから、何をしているのか、もったいない、無駄なことだという苦情を言われているわけですが。旧町村で側溝設置の基準を設けられたのかどうか、お尋ねをいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

側溝設置の基準を文面化したものはございませんが、まず優先するのは集落の方をまず優先しよう。その次には、議員が質問の中で言うとおみえになりましたが、いわゆる畑地等の関係ですね。例えば畑の方が高い、道路が低い、そこへ水がたまるとか、逆の場合もありますね。道路が高くて、いわゆる道路の雨水が畑へ入ってきちゃって、いつもじめじめしておってどうもならないというような苦情もいただきますので、そういったおおむねの申し合わせ基準といい

ますか、そういうものは持っておりますが、文面的にこうこうという形のものはありません。

### ○27番（石崎たか子君）

必ず今後は、その基準というんですか、人家のあるところ、先ほども道路を舗装する際に連絡協議会を持っていらっしゃるということもお聞きいたしました。それについて私は、佐屋町の金棒町、甘村井町を時折通ります。この道路は下水道工事が済んで大分たってからでございますが、舗装が済んでやっとながた道がなくなったと思っていた矢先に道路中央が切られていました。看板が立っていましたので、すぐ南部水道に聞きました。職員さんから、市に問い合わせたら3年過ぎているから掘ってよいと言われたということで、施工したということでございます。付近の方々も、やっとながた舗装がされて快適に通行できたものが、なぜこんなに早く道路を切るのと不信の声を聞きました。3年ぐらいなら当然埋設物の機関に問い合わせができると思ったので先ほどの質問になったわけでございますが、これに対していかがでしょうか。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

事前に議員からそういう御指摘もいただいておりますので、議員も南水の方の企業団と深いかかわりがあるので、お出かけになった折、なぜ実際の確認をしていただけなかったのか残念ですが、私の方で直接南部水道へ行ってその件については確認してきました。舗装は平成15年ごろに——旧佐屋町時代ですね——されていたという実績があります。それで、いわゆる掘り返し規制は、議員も言ってみえましたが、3年は一応やってくれるなという形にきちっと申し合わせがしてございますが、私どもも協議をされますと、3年を経過しているものについては、これは許可する云々じゃなくて、万やむを得ないという判断で回答を出します。

それともう1点、車道の方へカッターを入れて水道管が入れられていたということなんです。これも南水の方へ確認をいたしました。いわゆる原則、歩道があれば歩道の方へ管を埋設するということでした。ただ、議員御指摘のところにつきましては、農集排管と南部水道自身の75ミリの水道管がもう既にその部分については歩道の方へ入っていたとのことでした。私もそういった関係の仕事をやったことがございますが、幾ら地下に埋設するとはいえ、埋設されたものともとの間には離隔距離ということで、既に入っているものからどれだけの距離をあけて入れなさいと、こういう一つの決まりがございますために入れられなかったということから、やむを得ずその部分については車道の方へ入れたということでございますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。

### ○27番（石崎たか子君）

万やむを得ないと言われても、住民にとりましては、まだまだ本当に夜中飛び起きられる振動の音、切られたところを車が容赦なく通って飛び起きる人がある中ででございますので、万やむを得ないということは残念でなりません。その現場の写真をお渡しいたしましたが、施工後の処理、埋め戻しが大変雑過ぎませんでしたでしょうか。幾ら仮舗装とはいえ、ひどいと思います。先ほども言われました、歩道の方に設置をしてある分に対しては道路が悪くならず、これはいいことだなあと感じております。

それで、第1点目の道路行政に関する理念、すなわち理性の判断によって得られる最高の概

念で全経験を統一するというのをぜひ決行していただきたいのです。先ほど申しました道路側溝の施工の基準、例えば親水公園入り口あたりのふだん人通りのあまりないところに歩道設置の話があり、びっくりした記憶があります。全市を公平に見ていただきたいのです。きちんとした理念のもと、住民の納得のいく行政を願います。

それで、まず人家のあるところから側溝設置をすること、道路工事の後は急ぎ路面復旧を必ずとってほしいということ。2番目、道路舗装の際には他に埋設物がないかチェックを必ずしてほしいということですが、この点についていかがでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

歩道については、人家のあるところをせよと、これは議員のおっしゃるのもっともだと思います。ただ、今度施工をさせていただく私側にすれば、人家を移設をするという形になります。これは莫大な時間と莫大な経費がかかります。であれば、実際に施工をして、事業的に安価に上がって、なおかつ事業の進捗が図れるような方に持っていくというのも一つの方法でありますので、それについてはやっぱり見識の違いがあるのかなあというふうに思いました。

それから路面の復旧の件でございますが、これは、今現在、議員がおっしゃって見えるところについては仮復旧です。この後、実際にめくって本復旧をいたします。ただ、全面復旧ではないですけどね。影響範囲の幅をある程度とって、本復旧という形できちっと施工されるというふうに思っております。

それから、埋設をする場合は他に埋設物がないかきちっと調査をしてというお話でございますが、これを申し上げていいかどうかわかりません。ただ、私どもとしてはお答えをしなきゃなりませんのであえて言わせていただきますが、水道管一つ仮にとっても、送水のいわゆる管、それは当然太い管、200とか300とか、500があるかどうかわかりませんが、300とか350。それからそのお近くにお住まいの方へ給水するために必要な管というのは、そんな大きな300とか400の管ではとてもできませんので、いわゆるお近くにお住まいの方へ給水するための水道管というのは通常75以下ですので、じゃあ300が入っているいわゆる道路に面してみえる方は、その面してみえる方へ給水するための管を入れちゃいかんのかということになりますので、御意見としては承っておきますが、それは現実的には難しいお話だと思います。先ほども申し上げましたように、側溝なら側溝というものについてのいわゆる目安というものは持っておりますので、別に四角四面にこだわる必要はないんじゃないかなと思っております。

先ほどもお話ししましたように、側溝についても、道路についても、確かに側溝にふたをすれば歩ける場が広がることは事実です。ただ、状況によってそれを判断していかないと、全部じゃあ側溝をやったところはふたが要るかというふうになりますと、そんなことは一概に言えませんので、それは執行する際の状況判断で私どもにお願いをしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○27番（石崎たか子君）

例えば南水にしましても、石綿管なり水道工事、一応の計画はお持ちなんで、そういうのは連絡協議会では把握されていると思いますので、今後とも皆さんに迷惑がかからないような施

工をお願いしておきます。

続きまして、総合斎苑計画、全体を見直せでございまして、先ほど84件、118通ということですが、これに対してどんな御意見内容というのか、まだ把握されておりませんか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私どもなりに上位3点ほど申し上げて御答弁にさせていただこうかと思えます。「建設地としてふさわしくない」。それから、セレモニーのことだと思いますが「民間でできるものは民間で」と。それから「第1次総合計画及び都市計画マスタープランと関連性について」と、こういったものが上位3点ほどの御意見かなというふうに把握しております。

**○27番（石崎たか子君）**

去る11月30日でございますが、日曜日の朝、西保団地で住民集会を持たれたわけでございますが、その中で、意見陳述をどのように都市計画に反映されているのか、どのように見直されているのかの問いがありました。それで、これを9月議会でも、8月31日行われた意見陳述の見直しを質問した折には精査中と答弁されましたが、あの答弁の中で、8月31日は火葬場の決定についてに係る都市計画の原案説明で、施設の種類、名称、位置、区域の定めをする内容の説明と言われました。10名の皆さんの貴重な意見は都市計画の中に何も反映されていないのじゃないかということをお尋ねいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほどの御質問にお答えする前に、少しお伝えをしていきたいと思えます。

出されました意見については、都市計画に関係しないものも多数ございました。ただ、関係する課の方へ合議という形で関係部課長には見ていただける形態をとらせていただきました。

それで、議員のお聞きの御質問のお答えでございますが、先ほど議員が質問の中でおっしゃってみえたように、都市計画の内容につきましては、種類、名称、位置及び区域ということでございますので、見直しに至るまでの意見というものについてはないというふうに判断をさせていただいております。

**○27番（石崎たか子君）**

あのと時の意見陳述、10名のうちのお一人、西保団地の方がこの計画を絶対白紙にしてみせると強い決意のもと、10ページにも及ぶ反対の意見をたたきつけられながら、志半ばで亡くなりました。それは書き急いでおいででした。遺稿になりました。どんなにか御無念のことだったと思えます。ただ、西保団地住民の皆さんのためばかりでなく、行政を見て、愛西市の将来を思って運動をされておいででした。どんな思いで最期を迎えられたのか、今もどんな思いを抱いて御逝去されたかとただただ御冥福を祈るばかりでございますが、今、西保団地の皆さんは、その方のしかばねを越えて、なお強固な決意で団結をしておいででございます。

次に、小項目の広報あいさい10月号に掲載された総合斎苑計画についてお尋ねいたします。

安らぎと荘厳さを備え環境にも配慮として説明でした。これについても、わざわざ虚偽ととれる記事を公費を使って載せたのかと、住民の中であきれ顔で言われた方々がありました。

まず、9月議会でも他の議員から斎場建設の必要性を知らせるべき問いに、副市長は、説明は不十分な部分があったが、今後は広報紙に適切に情報を流していくことを言われました。私たちは、そして西保団地の皆さんも、これからのことを言っているのではありません。間違えないでください。最初の計画も意見も聞かれず、増してや西保団地の人たちにも、避難所も併設、都市ガスでやる隣地承諾の件、市江児童館の件、津島市さんが火葬場について調査の費用も上げていないという市議さんの言葉も聞きました。額縁道路などなど虚偽がございました。12月号には検討委員会の報告がありました。使用燃料などの検討がされた云々、あきれて物が言えないくらいです。全く都市ガスを使用しないことへの訂正すら選択肢の一つであったと、そんな説明をされたわけでございます。

名鉄線の同意はおとりになったのでしょうか。軌道敷から20メートル。過日、その方の告别式に参列し待合所に入りました。2階でしたが、高架になった名鉄電車のきしみと振動を感じながらお茶をいただきました。こちらでもし建てられる場合、防音壁や電車からの目隠しなど考えておられるかお尋ねをいたします。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

斎場に隣接する名鉄との関係でございますが、こちらの方につきましては、先回もお答えをさせていただいております。協議をさせていただいております。今、現状におきましては20メートル離れた中で建物を建設するという事で内諾・同意はいただいております。今後、工事に入る前に隣接の工事協議、これはまた新たにさせていただきますが、そのような状況でございます。

あと振動とか騒音の関係でございますが、こちらにつきましては、確かに隣に走っておりますが、計画している建物自体は平家ということでございまして、津島の愛昇殿とは違って2階建て、3階建てではなく、また、あそこにつきましては電車自体も高架ということでございまして、そういう影響があるんじゃないかなと思っておりますが、影響はないというふうに考えております。

**○27番（石崎たか子君）**

考えているだけで、実際には大丈夫でしょうか。大分揺れというのか、聞いたわけですが、その辺は大丈夫ですか、考えだけで。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

これ、実質調査をやったわけではございませんけれども、実際には隣接した中で住宅等も建っておりますので、そのようなことから影響はないというふうに考えております。

**○27番（石崎たか子君）**

それではまた、結局、調査してお金がそれで、防音壁だとか振動をとめる何かかかるということも予測しなければいけないととってよろしいでしょうか。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

私の考えでございますが、通常の住宅におきましてもそのような施設はつくってございませぬので、影響はないというふうに思っております。

○27番（石崎たか子君）

愛西斎場は敷地面積が狭く増築できないとあります。しかし、改築はできると副市長は答えになっております。市民の希望は、箱のものはやめてほしい、火葬場と待合室だけを希望しています。基本計画の今後のスケジュールの中で、課題の抽出で詳しい説明、コンセンサスを行い、周辺住民の同意を図ることが必要とあります。なぜ一番地元の人々が、御持病はおありだったと思いますが、命を落としてまでも反対されているのに見直しをされないのですか。今まで行き当たりばったりの答弁をして、それでも立ちどまれないわけがおありか、明確な答弁を副市長さんからまずお尋ねいたします。

○副市長（山田信行君）

大井町にございます現在の斎場の関係で、私が改築ならばいいというふうに言ったと常々おっしゃってみえますけれども、この関係、現在の斎場の建物の中だけでの改築であれば、それはあえて改修とか増築には当たらないからできるということでございまして、今、私どもが4炉で計画している中では、今のスペースでは当然おさまらないから改築には当てはまらないということで説明をしてきたとっておりますので、その点は誤解のないようお願いしたいと存じます。

そして、新たに今、西保町で予定地を進めております関係について、先般も自治会関係の方がお亡くなりになりましたけれども、そういった方の犠牲といいますか、お亡くなりになったから我々の考えを見直すとか、そういうことではございませんでして、適切な手続を踏まえながら計画を進めていきたいと考えております。

○27番（石崎たか子君）

そのために亡くなったというわけじゃない、御持病もおありだったということを重ねて申ししておきます。

続いて、葬儀式場の必要性については、これ、9月議会そのままになっております。二つの式場だけで、もし三、四人が同時に亡くなった場合の対応は、その運営についても問いをいたしました。指定管理か委託とするのか、これから検討ということでございしましたが、これも計画された時点で検討すべきことじゃなかったのでしょうか。どのように検討なさったのかお尋ねいたします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

こちらの運用の維持管理の関係でございますが、これも先回から申し上げてございますように、今後、そういう委員会等でよく協議をさせていただきまして決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○27番（石崎たか子君）

9月のときに貸し館式だと言われて、5万、10万で、あとは好きどころに施主さんが頼めばいいということならば、高いところだったら100万、200万、出張として余計かかるように思うんですよ。永和台でも蟹江のあるところからわざわざ出張してもらったら、花祭壇というか、祭壇だけで90万もかかっておりますし、かえって高くつくのじゃないかということを危惧して



おるわけでございます。そして、建設費が20億円ということもうたってございましたが、住民は総工費と勘違いされました。経費の削減ならセレモニーホールと敷地の縮小がなされれば十分だと思いますが、総工費を幾らに試算されているのかお尋ねいたします。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

こちらの建設工事費の関係におきましても、基本計画を策定した中で、そのときから御説明を申し上げております。建築、造成、外構工事を入れて約20億というふうで説明をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

**○27番（石崎たか子君）**

建築費、建物じゃなくて総工費のことは、基本計画にあった金額より変わっておりませんか。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

はい、そのとおりでございます。

**○27番（石崎たか子君）**

現在、愛西市の火葬場の拡張ですね。これは敷地確保、住宅・道路事情からも困難ということと言われたんですが、こんな意見は私ども言っていないわけございまして、全くこれは虚偽でないかと思えます。

総合斎苑事業も、堅実・健全な財政運営のもとでの中に、各比率から判断しても、市の財政は健全と言われていますが、一昨年度あたり、第2の夕張市になるというような、公の場で言われた方がありましたが、一番問題点は財政力指数を上げる企業誘致であると思えますが、合併後の実績をお聞かせください。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議員の御質問にお答えする前に、少しお断りを申し上げたいと思います。

企業誘致、企業誘致という言葉をよく他の議員もおっしゃいますけれども、私ども、事務担当分野として、市有地、いわゆる市の所有地として企業に「いらっしゃい、いらっしゃい」という土地は持ち合わせておりませんので、いわゆる市の方が直接企業を引っ張ってくるというような企業誘致というものはありません。ただ、多分、議員が御質問の中でおっしゃってみえるのは、私の想像でお答えさせていただいて間違っておれば御指摘いただければ結構ですが、企業が来た件数はどのぐらいかという御質問であればお答えをさせていただこうと思うんですが、そういうふうに解釈をさせていただくならば、弥富インター周辺においての都市計画法の開発許可及び建築許可件数ということでありまして、17年の4月1日からこの11月末現在まで7件の許可がおりております。以上です。

**○27番（石崎たか子君）**

許可がおりたということは、まだ建設もされていない土地もあるわけですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

はい、建設がもう既にされて、ちょっと名前を申し上げるのはあれですので申し上げませんが、既に運用を行っているものもあれば、現在まだ建屋等一切建っていないところもございます。

### ○27番（石崎たか子君）

今後は本当に企業誘致、お金を落としていただく、愛西市に本店というようなことになれば、本当に財政指数が上がればこんな、建てなくてもいい、セレモニーホール要らないということをおっしゃらずに済むわけですが、ぜひそちらの方、また大変かと思いますが、頑張っていたきたいと思います。

そして、完成後の維持管理を大きな負担増にならないということも書いてございました。また、式場などの使用料が見込めるとありますが、1泊2日で5万、10万円の試算はどれぐらいだとされているか。炉が古くなれば絶対維持費も多くかかってくると思います。収入をどれだけと試算されておりますかお尋ねいたします。

### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

この維持管理の関係でございますが、幾度となく説明をさせていただいております。今現在でも、現、旧の佐屋の斎場、愛西市の斎場の維持管理費、それから旧の佐織が使ってみえます津島市、こちらの方へ利用負担金、それと祖父江とか、そちらの方へ持って行っていただく市外の利用の補助金の差額、これを補助しております。これだけでも約3,500万の出費がございます。ですから、いろいろと議員の皆様方にも視察に行ってくださいと申しております。関市とか安城とか、安城はちょっとけたが違いますけれども、関市等の例を見ていただきますと、年間約5,000万、6,000万の維持管理費になっております。ですから、現状の持ち出しとあまり変わらないと、このような試算をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

### ○27番（石崎たか子君）

私は、4炉つくられ、そして予備が一つ、動物炉ということで、それが年々たっていけば、もしそれが建設されればもっともって維持費が要るんじゃないかということでお尋ねをいたしました。いかがでしょうか。

### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

経年がたって、本当に古くなれば、炉の入れかえとか、当然これは要ります。ですけれども、これにつきましても、今現状の斎場におきましてももう20年以上経過しております。本来であれば炉を全部入れかえの時期に来ておりますが、この計画、斎場建設計画がありますので、今では少しの補修費で何とか維持をしている状況でございますので、そういうことからいいますと、どちらにいたしましてもある程度年数がたてば、それ相当の修理費は要するというふうには考えております。

### ○27番（石崎たか子君）

親水公園の体育館が何度も例に出されているように、今、箱物を住民は願っておりません。最初から土地、建物がペイにならないとわかっていて、なぜ建設するのか、旧佐織や旧八開の方からも言われました。

市長さん、時代は変わってきています。若者は自分たちの生活で手いっぱいでございます。私たちが子供に世話になるということは考えないように一生懸命元気でよろうということも思っているわけですが、後期高齢者に年金からまた月々2万何がしを払い込めという通

知があって払い込みを強いられているわけでございます。この先どうなっていくのかという不安で皆さんいっぱいでございます。そんな中で、本市は積極的な行革をしていくとあります。どんな行革を推し進めていかれるおつもりか、これは聞きたいところでございますが、就職も取り消しになり、人員整理がこれからもなっていく住民の気持ちを思いますときに、市長を初め私ども議員は、やめてしまえば何のおとがめもございません。将来の愛西市はそれでいいのでしょうか。人と人とのつながりが、市長は先ほど最初の言葉で言われました、厳しくなる社会情勢を目の当たりにして、今後どんな大きな事態が押し寄せるかもわからないときでも、このまま見直しをしないで進まれるのか、最後に市長にお尋ねしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

石崎議員の質問にお答えをいたします。

今後の施政方針、あるいは無駄なことの排除の御指摘であります。まさにおっしゃっていただくとおりであります。愛西市の将来につきましても、大宮議員さんの答弁の中でも申し上げてきました。定員管理やいろんな削減の中で、補助金の見直し、使用料などもそうあります。御指摘いただきました親水公園体育館の件、この件、今、箱物で本当に皆さん方、そんなふうに思っていたかと、旧佐屋の皆さん方は体育館がなくて、私ども旧佐織ですと昭和51年にできました。その折からずっと一緒にいろんなスポーツ関係などなど多くの皆さんと一緒にしてまいりました。そんな折にも、佐屋で体育館がないんで一緒に使ってという御意見もいただいてきているわけでありまして、決して、私ども自治体が構築するそうした公の施設におきましては、維持管理費、本当にかかりますけれども、親水公園も必要とされて皆さん方建設をしてきていただいたわけでありまして、これからの斎苑もそうあります。セレモニーホールが要らないという御指摘もいただいております。これも幾度となく御説明を申し上げてきておりますが、まさに私ども、視察もし、9件、私は視察に行つてまいりました。そのうちの1件だけがセレモニーホールがありません。他のところは、セレモニーホールの必要性は地元の皆さんの要望と、あるいは増築、あるいは駐車場も狭いので増設というところでもあります。ぜひ皆さん方も時間がありましたらそうしたところも視察していただけたら幸いです。そうしたことで、私どもはそのセレモニー斎場が、今まさに6割、7割の皆さんが自宅での葬儀がなされなくなってきた、そんな折の、その施設を使つていただいて、民間の皆さんにその手助けをしていただいて、そして進めていただくということで考えておりますので、御理解をいただきたく思います。以上でございます。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて27番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は2時といたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位 4 番の14番・小沢照子議員の質問を許可いたします。

#### ○14番（小沢照子君）

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして大項目の1. 水道事業会計の経営状況について、2. 塩田センター施設の取り壊しについて、3. エコ対策について、4. 妊婦健診の公費負担の拡充を、5. 補正予算計上の取り扱いについての5項目につきまして質問をさせていただきます。

最初に、水道事業会計の経営状況についてでございます。

1点目に、水道料金の平成19年度の収納率、未納額、未納世帯数、そして本年10月31日現在の19年度分の未納額をお尋ねいたします。

2点目に、未納者に対する徴収業務は毎月どのように行っておられるのか、その内容と、海部地区の他の水道事業者は未納者に対してどのように対応をしておられるのかをお聞かせください。

3点目に、企業経営の基本であります独立採算の点からも、未納額があっては健全経営ができないこととなりますが、今後の打開策について市長にお伺いをいたします。

次に、塩田センター取り壊しについてお伺いいたします。この件につきましては、所管の関係上、愛西市の行政としてお答えができる範囲で御答弁をお願いいたします。

地元説明会が11月13日に開催をされたようですが、その内容と、住民の方からの質問とその質問に対する御答弁をお聞かせください。

また、今後の説明会の開催予定はどのようになっているのでしょうか。

そして、平成21年10月解体手続、22年2月に解体工事が始まるとお聞きしていますが、22年度末である平成23年の3月までにこの施設はどのように変化するのでしょうか、お聞かせください。

次に、緑苑プールについてお伺いいたします。

先般9月議会におきまして、緑苑プール施設について担当者から、施設自体は組合のもので、佐織町時代にあれを佐織町さんが無償で使用している状況でございますとの御答弁がございました。私は緑苑プールは旧佐織町時代に環境事務組合から無償でいただいたものであると、すなわちプールは愛西市のものであると認識しておりましたが、実際はどのようでありましょうか。

そして、このプールが取り壊しの対象になっているのかどうか、対象になっていなければどうなるのかということと、対象になっている場合、組合のものならよろしいのですが、愛西市のものとなりますと取り壊しの予算が発生するのではないかと思い、改めてお尋ねをいたします。

それから、現在、このプールは市民の皆さんが使用されているわけですが、取り壊しの対象となった場合、特に佐織中学校の生徒さんはどこのプールを使用することになるのでしょうか、お伺いをいたします。

次にエコ対策についてでございます。本年6月議会におきまして設置のお考えを持っておら

れる旨の御答弁をいただいておりますところのレジ袋削減に向けての検討委員会の設置はどのようなになっているのでしょうか。

また、県内の市町村のレジ袋削減の進捗状況と、本市は今後どのように進められるのかお伺いいたします。

エコ対策2点目の、公共施設に「緑のカーテン」の設置ですが、アサガオやヘチマやゴーヤなどのつる性植物で建物の壁面を覆ったり、また窓への強い日差しを遮断し暑さを和らげる、いわゆる緑のカーテンを小・中学校を初めとする公共施設に設置してはいかがでしょうか。

エコ対策3点目に、環境家計簿の配布でございます。

家庭からの温室効果ガスの排出が増加の一途をたどっております。家庭での電気やガスなどのエネルギー消費を二酸化炭素排出量に換算して計算できる環境家計簿を配布することにより、環境に配慮した省エネ、エコ生活への努力がなされ、市民の皆さんの中で優しい環境への意識が高まるのではないのでしょうか、御見解を伺います。

次に、妊婦健診の公費負担の拡充でございます。

昨今のライフスタイルの変化に伴い、高齢出産やストレスを抱える妊婦が多くなり、妊娠中毒症や切迫流産などから母子を守り、無事に出産できるよう定期的に受ける妊婦健診の重要性が増しております。本市におきましては、現在5回の無料健診が実施されておりますが、その受診状況と、妊婦健診の必要性についての周知はどのように行っておられるのかお伺いをいたします。

そして、先般、妊婦が健診費用を心配せずに望ましいとされる14回程度の健診が受けられるよう公費負担を拡充する追加経済対策案が発表されましたが、これは交付税措置の5回を除く9回に対して2分の1の国庫補助を平成22年度まで継続するものであり、これが実現されることにより14回の公費負担が可能となります。少子・高齢化が進行する中、経済状況が厳しいときほど子育ての基本的な経済負担は社会で支えるべきではないのでしょうか。そこで、追加経済対策が決定された暁には、14回の妊婦健診の公費負担の実施をと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

最後、5項目めに補正予算計上の取り扱いについてでございます。

事業などの終了を見た段階で、予算の執行残が発生する場合、補正予算の減額補正が計上されるべきものがされていないケースが見受けられます。予算現額に対する予算執行率を問題とする場合に補正をしないと予算執行率が悪くなりますが、補正計上するのかどうかの判断基準についてお伺いいたします。

以上、御答弁、よろしくお願いたします。

#### ○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは失礼します。

ただいまの小沢議員の御質問で、水道事業会計について19年度分の未納状況を御報告させていただきます。

まず収納率でございます。19年度全体で97.49%、佐織地区が97.62%、八開地区が96.97%

でございます。

それから未納額でございます。19年度全体で1,059万4,490円でございます。佐織地区が794万700円、八開地区が265万3,790円でございます。

次に未納世帯数ですが、水栓数でお答えをさせていただきます。全体で404件、佐織地区が330件、八開地区が74件でございます。

次に、徴収業務について毎月どのように行っているのかということでございます。

議員御存じのように、佐織東部地区と佐織西部地区で納期限がことしの8月まで異なっております。それをこの9月使用分から佐織地区の納期限を同じにいたしまして、八開地区と統一したことによりまして、それまでの毎月調定から隔月調定になってございます。

通常の料金徴収の流れでございます。2ヵ月に1回、月末ごろに検針員が検針を行いまして、翌月初めにデータの確認、職員による再検針を行いまして、調定業務となっております。その後、納付書の発送は20日ごろ、納期は月末ということになります。

未納分につきましては、納期翌月の20日に督促及び口座振替不能の通知をさせていただきます。それでも納まらない未納者に対しましては、年2回でございますが催告状の発送をし、金額や件数の多い方に対しましては訪問をして徴収をさせていただきます。

次に、今後の打開策ということで市長にお聞きかけでございますが、事務局としてこちらの方からお答えをさせていただきます。

未納者に対しましては現在海部地区で給水停止をしていない愛西市でございますので、給水停止処分を行いたいと考えております。

それから、21年10月からコンビニでも納めていただけますよう、収納の機会の拡大を図りたいと考えております。

また、2人1組で未納者を訪問し、未収整理を行い、それでも納めない者に対しましては給水停止処分を行いたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○市長（八木忠男君）

私から補足説明をさせていただきます。

今、部長の方から、今後の打開策について答弁を申し上げました。訂正と、私の考え方をさせていただきます。

今、コンビニ収納のことも検討しているということではありますが、まさにそれ以前に、未納率のゼロに向けて、南部水道企業団においてはもう給水停止が最初から取り込まれていると、滞納者に対して。それがいろんな手法があるようでありまして、2ヵ月未払い、あるいは4ヵ月未払いというような段階もあるようですが、まさに佐屋・立田地区の皆さんにおかれましては南部水道の企業経営でもって進めておっていただけますし、八開・佐織につきましても、当然同じような足並みで進むべきと。ですから、給水停止を念頭に置いてきちっと同じような考え方で進めたいと思っているところであります。

そして、22年度からの公共下水道につきまして、南部水道にこの事務的な料金の合算の請求

などのあり方もお願いをしてきているわけでありまして、それに相まって、この水道の未納の対策もきちっと進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、私の方から塩田センター施設の取り壊しの件について答弁をさせていただきます。

まず地元の説明会でございますが、議員が言われましたように11月13日に行われております。これにつきましては、塩田センター解体工事住民説明会ということで、パワーポイントを使用しまして、工場の解体工事の概要が説明されたというふうにお聞きをしております。また、そのときに出ました質問内容につきましては、解体工事の期間とかダイオキシン調査、跡地利用、緑苑プールについてなどというふう聞いておまして、その回答につきましては、解体工事には1年ほどかかるのではないかと、ダイオキシン調査は事前に調査を行いまして、解体中も行うと。跡地の利用につきましては、平成16年10月に愛知県に河川防災拠点として要望が提出してありますが、県からははっきりした表明はないということのお答えがされているようでございます。また、緑苑プールにつきましては愛西市が管理・運営をしておまして、市の考え方としては廃止で考えていると、このような説明がされたとお聞きしております。

なお、今後の説明会につきましては、事前の調査、仕様書の作成が終わった後、また新たに解体工事着手前に解体方法とか工事内容について行われると、このようにお聞きをしております。

今後の予定につきましては、平成21年度末に解体工事が始まりまして、22年度中には終わるということでございますので、平成23年の3月末には更地になるんじゃないかというふうに思っております。

あと、緑苑プールの施設の関係でございますが、こちらの施設につきましては、今回の解体、取り壊しの計画には入っておりませんが、先ほど議員が言われましたように、佐織町時代に無償譲渡というような契約も交わしてあるということでございますが、これにつきましては、確かに海部津島環境事務組合と無償譲渡の契約が交わしてあり、愛西市が管理・運営を行っております。しかし、この契約書の中には施設の使用期間というのがございまして、塩田センター撤去の日までというふうになっておまして、工場が解体撤去されれば返却しなければならないというふうに考えております。なお、この緑苑プールにつきましては今回の解体の計画には入ってございませんので、取り壊し等になれば、またその分、管理者会等で協議がされるというふうに考えております。

続きまして、エコ対策についてでございますが、こちらにつきましては、レジ袋の削減に向けて、先回にも組織づくりということで御指摘をいただいております。この関係につきましては、今、商工会の方と協議を進めておりますが、その構成員等につきましても協議をさせていただいて、早い時期に取り組みしたいというふうに考えております。

あと、レジ袋の有料化についての県内の状況でございますが、こちらの方につきましては、ことし10月までに16市町が実施して、来年4月までに26の市町村が有料化する予定というふうにお聞きしております。これによって名古屋市は全域が有料化ということでございますので、

県内42の市町が有料化を実施することになります。

また、市内の取り組みでございますが、こちらにつきましては、愛西市内におきましても事業所でも独自の取り組みを実施されている店舗もございます。今後、近隣の自治体とも調整を図りながら、レジ袋の削減についてはチラシ・広報等によって市民に啓発をするとともに、先ほども申し上げました有料化に向けての、商工会、事業者等を含めた中で協議をし進めていきたいというふうに考えております。

一つ飛ばささせていただきまして、環境家計簿の関係でございますけれども、こちらにつきましては、地球温暖化に関する啓発につきましては広報等で掲載をしてPRをさせていただいておりますが、愛西市といたしましては新たに環境家計簿を作成するという計画は持ってございませんが、県の方がことし出しております「エコチャレ手帳2009」という簡易な環境家計簿、手帳がございます。こちらの方も県の方からいただいておりますので、そういうものを配布しがてら啓発に努めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは私の方から、エコ対策についての中の公共施設に「緑のカーテン」の設置をとということで、小・中学校の状況をお話ししたいと思います。

学校では、緑のカーテン授業ではございませんが、総合的学習の時間などの中でアサガオなどを育成いたしております。2階から垂らしたり、テープなどにつるが絡まって伸びている風景を目にすることができます。しかし、緑のカーテンとしての効果が出るまで植物を成長させるには、プランターを並べるスペースの問題や覆い茂ることによって中からも外からも見づらくなるような状況が出てまいります。したがって、防犯的配慮や教室の採光の問題などが考えられます。環境教育からの観点からも大変有意義な事業であると考えてはおりますが、学校での実施については十分な検討が必要になってくるのではないかと考えております。よろしく御理解が賜りたいと存じます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、学校を除きます公共施設部分についてお答えをさせていただきます。

議員が申されておりますように、地球温暖化対策としまして「緑のカーテン」に取り組んでみえる自治体というのは、ここ近辺では江南市さんがあるということでお聞きしております。夏場の日差しよけになる植物については、冷房の抑制となり、効果が出るということは思っております。しかしながら、実施をする場合に、今、学校サイドの教育部長が申しましたように、検討しなければならない諸問題等も当然あるように思われます。この点のことも踏まえまして、内部でよく検討させていただきたく思っておりますので、御理解の方をよろしく願い申し上げます。以上です。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、妊婦健診の関係でお答えをさせていただきます。

まず妊婦健診、現行5回無料健診の受診状況でございますが、これにつきましては、平成19年6月に補正をいただきまして、19年4月交付者より妊婦健診検査の公費負担を2回から5回



にふやしたところがございます。平成19年度の受診状況につきましては、7月に3回の追加交付をしたという関係もございまして、平均して78.5%の受診でございましたが、20年度につきましては、現在のところ83%程度となっております。

今後の妊婦健診の必要性の広い周知ということでございますが、これにつきましては、現在、母子手帳の交付時に、母子手帳の使い方の説明等と同時に妊婦健診の説明もあわせて行っております。この母子手帳交付につきましては、各保健センター月2回、集団の交付日を設けて実施いたしておりますが、またこの交付日にお越しになれない方につきましては、随時交付ということで、その都度個別に御案内をさせていただきまして妊婦さんに説明しているところがございますので、今後もこのような方法で交付及び周知をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、補正予算計上の取り扱いについてということで御質問いただいておりますので、お答えをしたいと思います。

まず、補正予算計上への考え方についてお答えをしたいと思います。

この補正予算の関係につきましては、毎年1月末ごろに、いわゆる当該年度の決算見込みを財政課の方から各課に照会をしております。その中で執行残の見込みを立てておるとというのが現状でございます。そして、3月補正において、担当課より提出されました減額補正予算について、財政課においてこの中身をよく精査いたしまして、一方では、次年度の繰越額というものを当然勘案しなければなりませんので、そういった原課の方から提出されました内容を、一方では繰越額も勘案した中で、調整をしながら計上しておるとというのが現状でございます。

そして、市としての判断基準はどうかという御質問をいただいておりますけれども、減額補正の判断基準というものは、特段、市として設けておりません。御承知かと思っておりますけれども、法的に特段の定めもございませんし、先ほど申し上げましたようにやり方として、考え方としては、3月補正の計上については、先ほど申し上げました考え方で計上をお願いするというのが現状でございます。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

すみません。1点忘れておりましたので、御無礼しました。

14回の妊婦健診の公費負担をということで、議員言われましたように12月1日に政府の第2次補正予算案に盛り込む追加歳出が発表されました。詳細についてはまだ何も示されておませんが、できれば、必要な回数である14回程度の妊婦健診を安心して受けられるよう、公費負担の拡充をしたいと考えております。ただ、先ほど議員も言われましたが、財政措置といたしまして、現在、地方財政措置をされていない残りの9回分につきましては、平成22年度までの間、国庫補助2分の1支援が打ち出されておりますが、23年度以降が未定のため、これらを含めた検討が必要であるというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○14番（小沢照子君）

御答弁漏れがでございます。水道事業会計の方で、本年平成20年10月31日現在の未納額と、そ

れから海部地区の他の水道事業者の対応をお聞かせください。

○上下水道部長（飯田十志博君）

失礼しました。

先ほどお答えしたのが20年の10月31日現在の19年度分でございますので、よろしく願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔「違います」の声あり〕

失礼しました。

20年度分の10月31日現在の数字ということで、10月31日現在、口座振替分を含んでおりまして、6,289万2,260円が未納額でございます。これにつきましては、口座振替分がまだ入金されていない段階の金額でございます。口座振替が入金後、11月末でございますが1,189万5,210円でございます。よろしく願いをいたします。

次に海部地区の他の水道事業者の対応でございますが、先ほども少し申し上げましたが、海部地区の他の水道事業者におきましては、検針から納付書の発送までは当市と同様に行われておりまして、未納者に対しましては給水停止などの処分は行われておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（小沢照子君）

ただいまの本年10月31日現在の未納額ですが、もう一度はつきりと金額、大事な額ですので教えてください。トータルでいいです。

○上下水道部長（飯田十志博君）

口座振替入金後でございます。11月末現在で1,189万5,210円でございます。

○14番（小沢照子君）

私がお聞きしておりますのは、19年度が未納額がトータルで1,059万4,490円ですね。これが本年の10月31日現在でどれだけ残っていますかという質問なんです。

○上下水道部長（飯田十志博君）

先ほど10月末現在の数字を申し上げましたが、11月末現在の数字はつかんでおりませんので、今現在手持ちがないということでお許しをいただきます。

○14番（小沢照子君）

19年度の未納額を先ほど御答弁いただきましたね。1,059万4,490円ですね。これが本年の10月31日現在でどれだけ額になっておりますかという質問を通告いたしております。

○上下水道部長（飯田十志博君）

すみません。先ほどお答えした未納額、当初1,059万4,490円と申し上げましたが、これが本年10月末現在の数字でございます。よろしく願いします。

○14番（小沢照子君）

それでは、後でお伺いしようと思ったんですけども、19年度末から本年の10月31日まで、1円の徴収もできていないということになりますか。

○議長（加賀 博君）

ちょっと休憩します。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開します。

○上下水道部長（飯田十志博君）

大変失礼をいたしました。小沢議員の問題の趣旨をちょっと取り違えておりまして、こちらの方、現在、ちょっと計算をしておりますが、すぐに答えが出ませんので、後日またお答えさせていただきますと存じます。

○14番（小沢照子君）

それでは再質問をさせていただきます。

まず、5項目めの方からお願いをいたします。

御答弁はわかりました。1点だけお聞きしたいんですけれども、この執行率は決算の時点において評価されるものなののでしょうか、教えてください。

○財政課長（大鹿剛史君）

御指摘のとおり、執行率という観点でいけば、あくまで数字はパーセントで出ます。ただ、私ども財政課が翌年の査定等に参考にするのは、あくまで事業にかかった決算額ということで判断をしておりますので、執行率も一つの重要なポイントではございますが、金額を重視していくという考え方でございます。よろしく願いいたします。

○14番（小沢照子君）

わかりました。ありがとうございました。

次に、4項目めの妊婦健診でございます。14回に向けての公費負担の実施、前向きな御答弁をいただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、3項目のエコ対策にまいります。レジ袋削減に向けての対応でございますが、商工会等で協議云々のお話がありまして、早い時期に対応するというところでございます。大体いつごろ、と申しますのは、今も部長の御答弁でございました、来年4月になりますともう県下42の市町で有料化になるわけでございますが、本市としましては大体いつごろをめどに対応されるのでしょうか、お伺いいたします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

先ほども申し上げましたが、商工会の方と調整はさせていただいておりますけれども、なかなかいい前向きなあれがいただけないということで、隣の蟹江町さんにつきましても、大型スーパー等できるところから協定を結んでやりたいというようなあれもお聞きしております。そのようなこともお話しさせていただきまして、早い時期に進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（小沢照子君）

今御答弁がありました、できるところからで結構なんです。エコ対策というのは、全部が全部一斉にすべてのことをやれるものではないんですね。ですので、できるところからでよろしいですので、そこら付近は早期にできるところから開始をしていただきたいと要望しておきます。

同じく「緑のカーテン」、環境家計簿、同じでございます。御答弁では検討をしなければならぬ諸問題というお話がございました。諸問題が少しでも解決できました折には、ぜひとも、予算的にはそうかきませんのでね。江南市のお話が出ましたけれども、一石二鳥、一石三鳥で、エコ対策と、そのできたゴーヤ等で児童・生徒の調理教室、それから3点目には、皆さんが本当にエコに対しての関心を高めて、優しい環境に向けての意識が高まる、そういう本当に素晴らしい取り組みではないかと思うんです。予算がたくさんかかるようでしたら課題となるかと思うんですけれども、種をまいて育てればいいわけですので、防犯とかいうお話もありましたけれども、江南の例では全くそういう問題はなくて、それぞれ防犯対策を工夫して、防犯の観点はしっかり把握して、そういうつる性植物を植えて、各家庭がこぞって今チャレンジをしておられるそうでございますので、諸問題が解決した折にはぜひとも取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。いかがでしょうか。

**○総務部長（水谷洋治君）**

今申し上げましたように、学校とは別で公共施設でも、今、学校を入れますと105から公共施設があるわけでございます。そういうような中で、先ほどの議員のお言葉をおかりするわけじゃないですけど、江南市でこのようにおやりになってみえますので、近いところでもございますし、私ども、意見をまとめた段階で江南市の方へも足を運びまして、一遍どういような状態だったか、また職員の負担ですか。当然、植えっ放しで済める問題でもないと思っておりますので、そういうような話も承りながら、とにかくできるところからできたらいいなあというのが素直な気持ちでございます。よろしく申し上げます。

**○14番（小沢照子君）**

前向きな御答弁、ありがとうございます。

それでは水道ですが、よろしいでしょうか。

質問時間の都合上、ただいまは19年度のみ未納額等をお伺いいたしました。通告もそのようにいたしました。先日、各年度別の未納額等の資料を、古いものも全部出していただきたいをお願いをしていただきました資料が平成14年度以降のものでございました。13年度以前のもはどうかののでしょうか、お聞きいたします。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

13年度以前につきましては、不納欠損処理をさせていただいております。

**○14番（小沢照子君）**

不納欠損ですか。それは相当の額になると思いますが、金額はどのようになっておりますでしょうか。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

金額でございますが、昨年19年度に不納欠損で処理しましたのが348万3,130円でございます。

○14番（小沢照子君）

またこの点は後で伺います。

次、20年度予算額で給水収益が4億3,544万5,000円でございます。これは収納率を何%に見ておられるのでしょうか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

すみません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので申しわけございません。

○14番（小沢照子君）

これ、計算をしていただけませんか。大事なパーセンテージとなりますので。

それでは次に、先ほど不納欠損で処理したというお話がございました。この古い未納額には時効がございますか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

時効はございます。地方自治法上は5年でございますが、民法上は2年ということになります。

○14番（小沢照子君）

そういたしますと、13年度以前のもは不納欠損で処理をなさったと。それでは、現在平成20年ですね。そういたしますと、19年、18年、17年、16年、15年、14年、これは今後どのような扱いをされますか。

○上下水道部長（飯田十志博君）

時効が来たものから不納欠損ということになります。

○14番（小沢照子君）

時効が来たものから不納欠損、そんな考え方で水道事業者としてよろしいのでしょうか。何もこれは手だてがないんですか。

○上水道課長（八木恒夫君）

不納欠損につきましては、平成18年に平成9年から平成12年までを不納欠損、佐織の方では行いました。八開地区については平成7年から平成13年度までを不納欠損いたしました。平成19年度については佐織地区の13年度分を不納欠損いたしております。それで、20年度につきましては、平成14年度、時効になる分についてを不納欠損の予定でございます。

○14番（小沢照子君）

不納欠損というのの内容を御存じですよね、不納欠損。不納欠損するときの気持ちをお答えください。

○上水道課長（八木恒夫君）

不納欠損は、地方自治法による5年という時効があります。その中で、どうしても行政側としては不納欠損はしたくないという気持ちは十分私持っておりますが、それにならないよう今後とも努力をして収納の方に力を入れたいと思っております。

○14番（小沢照子君）

民法上ですか、先ほどは民法上2年と部長はお答えでなかったですか。今、課長は5年とおっしゃいましたかね。

○上水道課長（八木恒夫君）

これにつきましては、15年の最高裁の判断により、使用料は2年とするという判例が出て、それで多分部長の方が2年ということで答えたということだと思います。水道につきましては、その時効の本人からの申し出、用語でいきますと「援用」といいますが、それが無い限り一応5年ということで水道の方は処理をしているということです。

○14番（小沢照子君）

民法173条1項に2年と確かに出ております。で、不納欠損されるまでにどのような手続をされておりますかお聞かせください、未納者に対して。

○上水道課長（八木恒夫君）

未納者に対しては、督促、それとあと家庭の状況等も、私は以前収納の方におりましたのでその状況も水道の未納者に対しては把握しておりますが、再度、訪問者の方に話をし、やむなく不納欠損をするということです。

○14番（小沢照子君）

時効の中断ができると思うんですけれども、その方法をお使いになりましたか。

○上水道課長（八木恒夫君）

そのような方法はとっておりません。

○14番（小沢照子君）

時効の中断をされなければ、日々、年月が過ぎていきますと不納欠損、もう徴収をしなくなるといいますよね。納付誓約書とか、あるいは納付計画書なるものがある程度時効の中断に効力があるというふうにちょっと聞いたことがあるんですけれども、それはどうですか。

○上水道課長（八木恒夫君）

現在、税の方ではそういう納付誓約とか分納の計画とかとってやっておりますが、水道の方については現在まだ行っておりません。

○14番（小沢照子君）

こういうものを取り入れると時効の中断ができますか、水道としても。

○上水道課長（八木恒夫君）

ちょっと今そこまではっきりしたお答えができませんので、調べて報告したいと思います。

○14番（小沢照子君）

未納額の一覧表をいただきまして、私は一議員でございますが、私なりに何とかこの未納額を徴収する方法はないものかと考えます。これは本当に、各世帯によっては大変な中をこつこつ働いて水道料金を納付しておられる方もいっぱい見えます。未納ということは、水道料金を支払わずにどんどん使っているということじゃないですか。ですね。これが19年度でいいますと1,000万からあるんですね。ですので、単純な計算上でいきますと10年で1億、こういう額ですので、水道事業のスタッフとしては何とか時効を中断して、足を運んで納付していただく

手だてを考えなきゃいけないと思われませんか。いかがですか、部長。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議員の言われるように切実に感じておりました、先ほども御答弁申し上げましたように、今後、未収整理に当たりたいと考えております。よろしくお願いします。

○14番（小沢照子君）

私、先ほど19年度の未納額で本年の10月31日にはそれが幾ら残っているかということをお聞きしたのは、水道部の職員さんがどれぐらいの御努力をなさって未納額が減ってきたかということを知りたかったんです。そういう努力があつての上でのこの未納額の残であればまだしも、時効が来たから不納欠損で処理すると、そういうことはもつてのほかじゃないですか。

先ほど「給水停止」という言葉が出てきました。お隣の津島市さんも行っておられますし、何よりも愛西市民が使っております南水の方でもそれを実施しておられるようです。南水の方でいいますと19年度収納率が99.7%ですか。南水も、そうしたら私は口座振替がほとんど九十何%を占めるのではないかと思つて、徴収率がいいもんですから、お聞きしたんですけれども、口座振替というのは81.9%だそうです。先ほどもコンビニ納付とかいうお答えがありましたけれども、本市の口座振替は何%ぐらいになっておりますか。

○上水道課長（八木恒夫君）

愛西市の口座振替の率としましては約87%です。

○14番（小沢照子君）

南水からしますと非常に口座振替のパーセンテージが高いわけでありまして。南水さんの方にちょっとお聞きしたんですね。集金に歩かれないんですかということをお聞きしました。徴収率がよろしいもんですから。そういたしましたら、集金業務というものは平成11年9月いっばいで廃止をしたと。あとは未納者に対してどのように対応されますかということ伺いましたら、電話とか督促状、それでも納付がなかった場合は給水停止を行使すると。給水停止の通知をして行かれますと、例えば19年度で151件あったそうですけれども、ほとんどの方が給水停止を解除してほしいと、払うからと、そういうふうになったそうでございます。何でもかんでも給水停止がいいわけではございませんが、やはり公共料金の公平性からいって、こういうふうな手だてで徴収しておられるんだと思つたけれども、我が愛西市では徴収率が低い、未納額が多い。それで、集金業務に歩かれると、そういう行為はありますか。

○上水道課長（八木恒夫君）

集金の業務については、ことしの6月、私も各町内の方を回りました。

○14番（小沢照子君）

課長がお一人で回られたわけですか。状況はどうでございました、成果は。

○上水道課長（八木恒夫君）

私一人でなく、2人1組で回りました。一部の方については納付いただいたということもあります。

○14番（小沢照子君）

集金に歩かれて納付をしていただいたと。成果があったわけですがけれども、それは何件ぐらい納付してもらえたんですか。

○上水道課長（八木恒夫君）

全部で回ったのは、四、五十件回った覚えがあります。そのうち10件ほどだとは思いますが。

○14番（小沢照子君）

10件ぐらい納付の成果があったわけですね。常時それを、時効も2年と短いわけですので、その集金業務を続けるわけにはいかないのでしょうか。ちょっとそこら付近が、普通の企業であればこういう未回収のものがあつた場合、ほうっておきませんよね。もう一般の企業でいつたらこれは倒産じゃないですか。ですので、四、五十件回られて10件の納付があつたということであれば、すばらしい成果だと思いますので、これからもそれを実施される予定はないですか、思いはないですか。

○上水道課長（八木恒夫君）

徴収につきましては、今まで、先ほど言いましたように毎月調定、毎月納付ということで、2ヵ月に1回になったということで、その間のところで徴収の方に力を入れてやる予定で現在進めております。

○14番（小沢照子君）

それに加えて、コンビニ納付のお話も出ました。ちょっと先になりますね。これ、前倒しはできませんか。それと、給水停止のお話も出ましたけれども、これはいつから実施の予定でございますか。

○副市長（山田信行君）

先ほど来、本当に職務怠慢のような実態を明らかにいたしまして、本当に申しわけなく思っております。

コンビニ納付につきましては、市税の方もまだそういった実施の計画がございませんので、やれるものなら、どうせ投資をしてやるものであれば、市税と水道料金等も込みでそういったことをやっていきたいということで、まだ来年10月からとかそういうめどは立っておりません。しかしながら、水道料金の滞納整理につきましては、21年度中に極力努力をして、ある程度の一掃をしたいと思っております。といいますのは、22年度から水道料金と下水道料金、農集排料金、合わせて徴収するということになれば、現在の水道料金の倍になるような料金をこれから納めていただかねばなりませんので、そういった負担になる前に21年度中に精いっぱい頑張りました、この滞納整理の解消に向けて最善の努力をしていきたいと考えております。

○14番（小沢照子君）

ありがとうございます。

今のこの22年度からの料金統一、これもお伺いしようと思っておりましたが、今御答弁いただけましたので、できるだけ早目の手だてを考えていただきたいと思います。

あと、先ほどの収納率が何%であるかということをお答えできないということは、これ、不思議じゃないですか。私はすぐに出てくると思いましたが、じゃあ逆に伺いますが、この収納率



ね、本年度の予算額であります給水収益4億3,544万5,000円、これ、収納率のお答えがないということは、100%になっていないんですか、伺います。

○上水道課長（八木恒夫君）

20年度の予算の算出の方法でしょうか。

○14番（小沢照子君）

もう一度申し上げます。

20年度の予算額で給水収益が4億3,544万5,000円上がっております。これは収納率何%ですかとお伺いしましたけれども、お答えがありませんでした。私が思いますには、収納率100%ではないのでしょうか、どうでしょうかと伺っているんです。

○上水道課長（八木恒夫君）

料金の算定については、単価に使用料を掛けた水量で上げております。その合計で出しておりますので、特に収納率何%という計算はしておりませんが、出すとすれば、100%まではいきませんので、98とか99の数字になるかとは思いますが。

○14番（小沢照子君）

そういたしますと、初めから100%納付してもらえないという予想で算定しておられるんですか。

○上水道課長（八木恒夫君）

そういうことじゃなくて、使用単価に使用水量を掛けた戸数ということで出しているということ。一応、水量でいくと100%の見込みの数字で出しているということ。

○14番（小沢照子君）

時間も参りました。いろいろと厳しいことも申し上げたかと思いますが、特にこの水道は住民の生活になくてはならないもので、公共料金としても大変に関心が深いものでございます。将来の料金の値上げ云々に関しましても、行政としてなすべきことをすべてやり尽くした、これ以上打つ手がないと、その上で、その上で最大の努力を払っていただければ、活路は見出せると思います。本当に健全経営を目指して、これから真剣になって取り組んでいただくことをお願いして終わります。

最後に一言、市長に御決意をお聞きいたして終わらせていただきます。1分でございます。

○市長（八木忠男君）

大変怠慢な状況をお見せをしまして申しわけなく思っております。

まさにこのことは新市になってからも幾度となく言ってきたわけでありまして、まさに給水停止という言葉は過去にもあまり使わない方がということも自分にも言い聞かせたときもありますけれども、こうして一緒に合併をして、他の状況もあります。先ほど副市長が申し上げましたように、よくよく心して今後対応してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

これにて14番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時20分、再開いたします。よろしくお願ひします。

午後3時09分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、通告順位5番の9番・村上守国議員の質問を許可いたします。

○9番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、違反屋外広告物の取り組みについてと外国籍児童の教育問題について、大項目2点、一般質問をさせていただきます。

最初に、屋外広告物のルールについて質問をいたします。

私たちが生活するまちには、いろいろな屋外広告物が設置されております。私たちの身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちにはにぎわいや活力をもたらしてくれます。その反面、屋外広告物が無秩序に設置されると、まちの景観を損なうことや、また落下・倒壊などにより思わぬ事故が発生する場合もあるため、愛知県では広告物が適正に設置されますよう屋外広告物条例を定めております。これら広告物等の設置許可の手続については、愛知県事務処理特例条例により市町村に事務の権限を移譲されております。

1点目の質問であります、良好な景観の形成と事故等の防止のため、道路・歩道に置いてある看板や、電柱・信号機・街路灯・歩道橋・ガードレール・ガードパイプなどにつけられている立て看板・張り紙・のぼり旗などは愛知県屋外広告物条例に違反するものです。このような屋外広告物は、交通安全の維持・景観の保持のために、除却（撤去）が必要であります。市は独自の取り組みとして、どのような対応をしておられるのか。また、最近3年間の違反屋外広告物の簡易除却の状況を、各年度、立て看板、張り紙別にお尋ねをいたします。

2点目の質問であります、景観まちづくりを進めていく方法の一つとして、景観条例の策定は考えられないのかお尋ねいたします。

3点目の質問であります、先日、地区内において建売業者と住民との間で違反看板の設置でトラブルがありました。提案であります、道路・歩道上や電柱などに不法に設置されている違反広告物の除却（撤去）を目的としたボランティア団体を募集し、交通安全の維持・地域景観の保持に努めていただく制度はできないだろうか。市として、団体の認定、協力員の講習会受講などを取り決める必要がありますが、地域住民に協力を得るつもりはないのかお尋ねいたします。

次に、外国籍児童の教育問題について質問をいたします。

平成2年、出入国管理及び難民認定法の改正施行以後、愛知県においては在住外国人が急激に増加しております。ブラジル人を中心に特定の地域に集中し定住化が進んでおります。少子・高齢化及びグローバル化や、各国との経済連携の進展に伴い、今後、在住外国人は大きく増加していくことが予想されます。

こうした状況の中、在留資格を得て就労する外国人の中には子供を連れて来日する者も少なくなく、今後も外国人児童・生徒数は増加するものと予想されます。私の住んでいる地域でも、富吉駅周辺の県営住宅・公団住宅等には、親子連れの外国人が多く住んでおられます。

ところで、外国人の子弟には就学義務が課せられておりませんが、我が国の公立小学校・中学校への就学を希望する場合には、外国人児童を受け入れ、勉強の機会を与えることができることになっております。受け入れ後の対応については、授業料不徴収・教科書の無償配付など、日本人児童・生徒と全く同様であります。

1点目の質問であります。就学対象の外国人児童の教育指導についてお尋ねをいたします。

市内には外国人児童が、小学生14人、中学生12人と、対象児童26人が住んでおります。残念ながら、その中で中学生1人しか通学しておりません。残りの25人はどのような教育を受けているのか、また平日の昼間どのような生活をしているのか、心配をいたしております。教育委員会はこのような実情を把握しているのか、また教育責任はないとお考えなのか、お尋ねをいたします。

2点目の質問であります。就学義務が課せられていないとはいえ、一人でも多くの外国人児童が学べる教育環境をつくる必要が私はあると思いますが、お考えをお尋ねいたします。

3点目ではありますが、今後、外国人児童が増加すると思われます。その中で、指導員数、日本語のわからない児童への教科の指導、保護者への対応、児童間のトラブル等々、教育委員会の指導要綱等は十分できているのかお尋ねをいたします。

次に、庁内窓口での在住外国人への言葉の対応について質問をいたします。

一つ、国際交流社会を迎え、愛西市にも外国人が634名お住みで、日夜、活躍をされておられます。今後ますますふえると思われます。その中で、行政サービスの失敗は許されません。市民課を初め各庁舎窓口で外国語を話せる職員が配置されているのか、また配置されていないときはどのような対応をしておられるのかお尋ねをいたします。

2点目の質問であります。今後、職員の研修課題として外国語教育の採用、また、ポルトガル語など外国語が話せる臨時職員の配置を考えるべきではないのかお尋ねをいたします。

あとは自席でお尋ねいたします。的確なる御答弁をお願い申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、違反屋外広告物の取り組みについてお聞きの御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初の御質問でございますが、町村合併後の愛西市において屋外広告物を所管する課は我が部の都市計画課の方で担当しておりますが、建設課の方と連携を取り合いまして、違反して表示されているものについて張り紙を除去しております。年大体数回、担当の方で時間を設けて行っているのが状況でございます。

それで、過去3年間についての状況をお聞きでございますが、まず17年度でございますけれども100枚。それから18年度でございますが108枚。19年度につきましては19枚。すべてこれらについては張り紙の除去でございます。立て看板については県の方の対応となっておりますの

で、よろしく願いをいたします。

それから、景観条例の策定についてお尋ねでございますが、現段階におきましては、条例の制定までは考えておりません。

最後に、ボランティアの関係をどうかという御提案の御質問かと思えますけれども、これ、ボランティア団体を募集して簡易除去を推進することも可能ではございますけれども、いろいろな難しい問題もありますので、現段階では市の方で対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

私の方には、外国籍児童の指導はということで御質問をいただきました。

市教育委員会では、毎年、就学前に実施いたしております就学児健診の案内を、外国籍児童を含めまして就学前の子供の保護者のすべての方々に通知をして就学の意味確認をいたしております。26名の中には在日の方も含まれておりますが、在日の方については通常どおりの手続きを進めており、個々の国籍の調査はいたしておりません。また、就学児健診で欠席をされた保護者には連絡をとりますが、外国籍の方で、平成18年、19年、各1名、家庭訪問をしても会えなかった方がございます。途中転入された方につきましても、本人や関係者の方から相談があれば、その都度対応をいたしております。外国人児童・生徒全員の状況は現在把握はできておられないのが現状でございます。

次に、就学義務が課せられていないとはいえ、一人でも多くの外国人児童が学ぶ環境をつくる必要があるということでお答えをさせていただきますが、外国籍の児童・生徒が市内の小・中学校への就学を希望される場合、教育委員会としては拒むものではございません。ただ、日本語教育が必要な児童には、保護者や学校と協議しながら進めたいと思っております。学校だけでは対応できない場合には、日本語指導の講師派遣など柔軟に進めてまいりたいと考えております。また、就学援助を希望される場合には対応させていただいております。

次に、今後外国籍児童が増加するという関係でございますが、過去に外国籍で市内の小・中学校に在籍した児童においては、日本語がわかる児童・生徒が多かったため、特段の対応はいたしておりません。平成18年・19年度には、外国人ではありませんが、帰国された日本語の苦手な児童・生徒に対し日本語指導の講師を派遣しております。外国人児童・生徒にも必要に応じて、こうした例を参考に対応していきたいと考えております。今後、日本語のわからない児童・生徒が増加した場合には、県の日本語教育担当教員の加配や、市単独のスクールサポート事業など、ケースに応じて対応していきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、外国人児童・生徒に対する指導要綱は整備しておりませんが、今後、外国人児童・生徒の推移を見きわめながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からは、庁舎におきまして外国語が話せる職員の配置とか、ない場合の対応はというお尋ねでございますけれども、現実、国際交流の拡大に伴いまして、日本に入国し

てみえます外国人の方は年とともに増加傾向にあると思っております。その出身国におきましても、中国国籍を初めといたしまして、ブラジル、韓国、フィリピン国籍などさまざまな国籍の方がお見えになりまして、それぞれその国の言葉がございます。外国人登録事務を取り扱います市民課とか各総合支所の窓口におきましては、言葉の違いが原因でコミュニケーションがうまく図れないということは本当に懸念がされているところではございます。

各国の間で広く使われている言葉として英語とかフランス語などが国際語として使われているわけでございますけれども、各庁舎の窓口におきましては、このような日常会話の中で、例えば英語とかがぺらぺらぺらお話ができる職員は残念ながらございません。今回、これまでの中でも外国人登録の場合には、例えば企業の人事課の方等が付き添いに来られましたり、また日本語が話せない、ただ外国人さんだけでお見えになるというのはほんの一握りでございます。そういうような方のためにも、担当窓口におきましては、7カ国か8カ国語を収録いたしました法務省の入国管理局が発行いたしております「外国人登録事務手続 外国語会話集」といまして、片方に日本語、片方に例えばポルトガル語ならポルトガル語ということで、双方書いてある、こういう厚い本がございまして、質問をする場合に手でこうやって示しをして、見てお願いをしておるようなところございまして、またわからない場合におきましては、インターネットの翻訳等を利用して、お互いに理解ができるような形で対応しておるというのが現状でございます。

次に2点目の、職員の研修とか今後話せる臨時職員の配置を考えるべきではないかというようなことでございますけれども、このことにおきましては、国際化が進んでくれば当然必要になってくる問題でもございますし、職員の資質向上の面からしても必要であるということは認識をいたしております。しかしながら、語学が話せるようになるまでにはかなりの時間が要します。そのようなこともございまして、またその対応をするために市が独自で研修をするというようなことは本当に難しい問題だなあとということを思っております。また、現在、私どもが研修に参加しております市町村アカデミーとか愛知県の研修センターが行います研修計画におきましても、外国語教育に関するカリキュラムというのはございません。

先ほども答弁をさせていただきましたように、今の現状といたしましては、例えば会社の方が雇用される場合等におきましては、会社の担当者の方とか、また国際結婚等の場合ですと日本の方がついてみえてお話し合いされて、従っていただいておりますというのが現状でございます、それほど年に頻繁にあるわけでもないですので、今現在として外国語が話せる臨時職員、そういうような職員を配置するという計画は現在のところ持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○9番（村上守国君）

御答弁ありがとうございます。

では、二、三、それぞれの項目につきまして再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、私が今回質問いたしました違反屋外広告物の除却ということでございますが、これは地域住民の手で除却を実施する願いが今回の質問のメインでございますので、答弁はボランテ

ィア組織をつくらずに市で対応する内容でありましたが、なぜ立ち上げないのか、その理由をもう一度はつきりと申し上げていただけませんか。現在の内容を見ておりますと、市ではこの撤去作業というのは私は十分ではないと考えております。最初にそのようなボランティア組織を立ち上げない理由をはつきりと言ってください。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

理由を述べよという御質問でございますが、これらに関係しましては、恥ずかしいことでございますけれども、私ども職員の中でも法的な解釈を十分理解していない者もまだ多々ございます。そういった状況の中で、議員は御質問の中でいろいろ研修をさせたり云々ということは述べておられますけれども、法的解釈的に難しい要素を多々含んだ行為ということでそういった御答弁をさせていただきました。よろしくお願いたします。

**○9番（村上守国君）**

非常に残念な答弁内容でございますが、要は、与えられた仕事を責任を持って対応するというのが皆様方に与えられた最大の任務でございますので、その認識をひとつしっかり持っていただかなければいけないと思いますよ。確かに、いわゆる屋外広告物の条例等々につきましては、非常に我々、何度も条例を見てもわからない点がありますんですけど、そこはやはり、地域の環境を守るんだと、いわゆる自分の本来の業務だというような姿勢の中で、ひとつしっかりと勉強していただきたいと思います。

それでは、二、三、疑問に思いましたことをちょっと御質問させていただくわけでございますけど、先ほどの答弁の中に、いわゆる違反張り紙等の除却の3年間の実績を申されました。例えば平成19年度の実績が19枚と。これは余りにも少な過ぎますね。厳格に審査すれば、この愛西市管内におきましては僕は数千枚以上の違反広告物があると思われま。例えば永和小学校の裏側に四つ角の交差点がございます。ここに、例えばお金をお貸ししますよとか、あるいは中古住宅のあっせんをしますよとか、あるいは犬が逃げましたので探してくださいとか、そういうような張り紙がいっぱいしてあります。ちらっと見ても二、三十枚は目につくわけですね。ですから19年度に19枚、そうしますと、市は除却作業として19年度何回実施されましたかお尋ねいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議員御指摘のとおり19年度はかなり枚数が少ないということで、これはおわびをしなければならぬと思います。

回数をお尋ねでございますが、19年度につきましては1回ということですので、よろしくお願いたします。

**○9番（村上守国君）**

1回、何らかの都合上の中で撤去作業をされたということでございますが、やはり与えられた仕事そのものの中で、地域住民が不快感を覚えないような、そういう違反物につきましては積極的に撤去すべきだと思っております。これは県の条例に定められている作業だといいながら、これは愛西市の方に事務が移譲されておるわけでございますので、その点はやっぱり一つ

の課題の中で取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほど部長の答弁の中で、違反屋外広告物の中に立て看板と張り紙というのが我々通常考えられるわけですが、その中で、張り紙のみが県から市へ移譲されたものであって、立て看板についてはいわゆる県の本来の業務ですよというようなふうに私は受け取りましたんですけど、我々市民から見れば、立て看板でも張り紙でも同じでございますので、例えば撤去作業をするについては、やはり両方を対象物にした方が合理的ではないのかなというふうに私は思います。なぜ、例えば立て看板については県だというふうに言われるのか、ちょっと理解されません。ただ、これが県の方から市へ移譲されている業務内容についてははっきりしておりますので、それが例えば立て看板については移譲されていないということなのか、もう一度ちょっとお尋ねします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

張り紙と立て看板の関係でお聞きでございますが、先ほども少し触れたかと思うんですが、屋外広告物のいわゆる権限の一部が、議員がおっしゃったように確かに市の方へ移譲を受けておりますけれども、簡易除去、市の方でできる簡易除去につきましては張り紙という形になっておりますので、ただ、実際にそういうものがあつた場合、その場所を県の方へ知らせるという方法もありますけれども、一応、県の方は公園緑地課ということですので、大変申しわけないんですが、私、今、議員が質問の中でおっしゃられました、永和小学校の裏の四つ角と言われても位置的にぴんときませんけれども、県と連携をとるという方策は今後何らかの形で考えたいと思いますが、なかなか一緒に云々ということができませんのでお許しがいただきたいと思ひます。

#### ○9番（村上守国君）

今の一つの永和小学校の裏というのは堂々たる愛西市の地内でございますので、ひとつお忘れなくお願いしますよ。

それと、立て看板が県から市へ移譲されていないというのは、要は、どちらかといえば、なぜ移譲を市から県の方へ願ひ出ないのかというのが僕は疑問に思つて仕方がないんですね。これは年1回、県からそういうような要請があつて、例えばそれぞれの市町村において、それは県の方から市の方へ受けてもよろしいですよ。そのかわり何なりの事務費を下さいよというのが通常のやり方なんですね。ですから立て看板と張り紙を別々に、いわゆる管理者が違ふというのがちょっと僕は理解できないんですね。ですから私なりに考えてみますと、張り紙というのは、例えばその場で廃棄、破つて捨てる、焼却できますんですけど、立て看板はこの条例によりましては一時保管しなければいけないというのが決まりでございますので、だから愛西市はたまたま面倒くさいから、要するに立て看板については仕事をようやりませんよというような理解を私は受けるんですけど、できましたら上級官庁の言われるような形の中で、ひとつ愛西市も、できましたら立て看板と張り紙を簡易除却できるような方向づけで今後検討していただけないでしょうかね。その方が私は、要するに市民としてはありがたいわけでございます。愛知県の方へ聞いてみますと、何か市の中で愛西市だけがこういうような矛盾した取り扱

いをしておられるというようなふうに言うておりますので、ひとつ、今後のことといたしまして、そのような違反看板等の除却というのについては、できましたら市の業務として考えていただくようにひとつお願いをしておきます。

それから、先ほどの景観条例の関係でございますが、これにつきましては、私が6月定例会におきましても、ぼい捨て禁止条例の策定を提案いたしました。これは全然だめでございますたんですけど、また最近では稲沢市においては快適で住みよいまちづくり条例を来年の4月から施行するというようなことも報道されておりました。ですから、私どもは、新市建設計画のテーマでございます「人と緑が織りなす環境文化都市」を目指す愛西市には、私は景観条例の策定が何よりも必要だと思えます。だからひとつ前向きに検討できないのか、再度お答えをお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

大変手厳しい御意見をいただきましたが、ただ条例を設けることが議員がおっしゃる景観をよくする特効薬になるかということを考えましたときに、そうではないと思えます。その条例を設けることより、私は、商工部会その他の会議等の機会をとらえて、住民の方、市民の方へ、こういった今の景観を何とか保存していきたいと思えます。それにはどうするといいかというような、いわゆる認識・意識の高揚を高めるようなお話をさせていただいて、住民皆さんの意識高揚を図ることが大事じゃないかなというふうに考えております。

議員から御質問をいただきまして、私もインターネットの中で幾つかの景観条例が設けてあるところのものを見させていただきました。その中に、いわゆる趣旨として例えばこういうことが書いてございます。市民及び事業者の責務として、市民や事業者はみずから都市景観の形成を推進するよう努めるとともに、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力をしていくものとするであります。市民の皆さんのそういった意識高揚が高まらないことには、単に条例を設けただけで景観がよくなるかというのは、大変失礼な言い方になるかも知れませんが、私は、6万7,000の市民の方がお見えになりますけれども、そういった市民の方の意識高揚を図っていくことがまず大事なことはないかなあという意味合いから第1回目の御答弁をさせていただいたような次第でございますので、よろしく願いをいたします。

#### ○9番（村上守国君）

担当部長さんは立派な景観についてのお考えをお持ちでございますので、これは近い将来、非常に私は楽しみでございますが、要は土俵をつくるというのが非常に大切なことでございます。ですから、条例条例と言いますんですけど、やはり、今、6万6,800人の人口の中で一つの目標に向かって、一つの決まりに基づいて集団生活をするということになりますと、やはり何らかのシンボリックなものがないことには、僕は進めることができないだろうと思っております。ですから、将来のいわゆるキャッチフレーズを出しております愛西市のそういうものについて進むためには、こういうような条例等々が必要だということを言っているわけでございますので、今、担当部長さんが非常に条例以外のもので景観づくりにふさわしい考えをお持ちでございますので、ぜひどんどん進めていただきたいと思います。



それと、これは今の屋外広告物条例の関係の最後の質問になりますんですけど、副市長さんにひとつお尋ねをするわけでございますけど、よく行政は何かにつけて市民と協働でという発言、文書等を残されますが、私は、地方財政が厳しさを増しておりますので、市政運営には、市民や地域コミュニティの協力が不可欠だと思っております。市民と行政がともに考え行動する市民協働参画の仕組みづくりこそ、まちづくりの基本理念であると思っております。愛西市の施策や事業の推進のための市民との協働の意識は何なのか、どこに基本を置いておられるのか、ひとつ教えていただきたいと思っております。

#### ○副市長（山田信行君）

屋外広告物の除去の関係、まず、先ほど部長が申し上げましたように都市計画課で対応していきたいと考えております。ただし、ボランティア募集の関係、先進的な御提案だと私ども受けとめております。時代の流れは、やはり市民参加だとか市民との協働ということがうたわれておりまして、そういった関係で現在ボランティア活動も本当に活動範囲が広がっていることは、私ども事実として受けとめておるところでございます。

それで、まずこの屋外広告物についてのボランティア活動の難しさというのは、やはり広告主との利害関係もかかわりますし、法的規制のこともございますので、やはりこの関係に携わるボランティアとしてはそれなりの知識などが必要だと思っております。そういった研修も当然私ども実施するならばやらなければならないと思っておりますので、そういった慎重な対応をしていくためにすぐにはできないと、そういう意味で部長も申し上げていると思っております。

そこで、ちょうど私ども平成22年度から地域福祉計画というものを策定しようと今予定をしております。この計画の中には、総体的なボランティアの育成と活動、そういったものを取り込もうとしております。要は、福祉のボランティアだけではなくて、こういった屋外広告物だとか防災だとか、その他多種にわたっておりますボランティアの関係をこの計画の中できちんと位置づけをしていきたいと思っておりますので、そういった関係では今後の住民参加、市民との協働参画、そういった点でこの計画がもとになりますように努めていきたいと考えております。それまではこの屋外広告物についてのボランティア育成、先進地の勉強などをしながら進めていきたいと思っております。

#### ○9番（村上守国君）

今のボランティアの活用というようなことについては、副市長さんは担当部長さんを大分味方しておられるような感じでございますけど、要は市民がそういう事業等々について協力しましょうというような一つの考えであれば、当然その中で、市民と行政がともに行動する市民協働参画ですか、そういうような仕組みが自然とできていくだろうと思っております。ですから、今後それをなくしては行政運営というのは私はあり得ないと思っておりますので、ひとつ全庁的にそのような仕組みづくりをひとつお考えいただきたいと思っております。

では、次に外国籍児童の教育問題についてお尋ねをするわけでございますけど、それで、第1次総合計画では、学校教育環境を充実する基本施策を実現するための方策として、開かれた

学校づくりの推進の中で、特に国際化が進む中で、外国人講師による外国語教育を小学校に導入し、国際理解教育に取り組んでいると言っておられますよね。現在、現実として、先ほど答弁されました内容とこの総合計画で言っておられる教育のとらえ方と整合しているのか、まずお尋ねいたします。

それと、市の13小学校にAETが何校配置されているのか、最初にお尋ねいたします。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

私の方からお答えをさせていただきます。

今の国際理解を云々といった総合計画のくだりの文でございますけれども、外国人講師というのが今村上議員がおっしゃったAET講師のことでございます。AET講師につきましては市の単独費におきまして全校に配置がされております。ただ、配置といっても常勤ではございません。週に何回か回るわけですが、現在6名の方の外国人による英語教育を今実施しているところでございます。以上です。

**○9番（村上守国君）**

今のAETの配置については全校13小学校で6名配置されている、多分順番で学校を回ってみえると思うんですけども、そうじゃなくて、それはそれでよろしいんですけど、先ほどのいわゆる私が質問いたしております外国籍児童の教育問題等々についての答弁の内容と、今、この総合計画で言っている教育環境の充実というようなことについて整合があるかどうかということをお尋ねします。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

今、村上議員がおっしゃっているその整合性ということに関しては、私どもは総合計画をつくる中で整合性を持って進めてきたつもりでございます。それで、今の外国人講師による外国語指導、先ほど13小学校とおっしゃいましたけれども、中学校も含めてすべて6名で行っております。そういった中で、先ほど答弁申し上げましたスクールサポートという外国語指導、ある特定の日本語の苦手な子供に対する日本語指導ということで派遣をした実績はございます。そうした中で、今の外国人児童の日本語教育の必要な子供に対しては、AETではなくてサポート事業等の事業の中で対応していきたいと、このように考えております。以上です。

**○9番（村上守国君）**

何か質問に対するお答えとは思えないような回答でございますが、時間も来ておりますのでちょっと前へ進めさせていただきます。

そうしますと、私が質問の中で、いわゆる外国籍児童の対象者というのは、例えば延べ26名だというようなことを申し上げました。その中でお一人が中学校へ通っておられるということでございますが、これについては間違いありません。

それと、先ほどの答弁の中に、教育委員会としては外国籍児童に対して教育責任がないかあるかということをお尋ねしておりますが、何も述べておられませんので、そのことについてお答えください。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

先ほど部長が申しあげました答弁の中で、26名の外国籍児童・生徒がおります。その中で、いわゆる在日の方については、私ども日本名で打ち出しをさせていただいております。そういった関係で個々の国籍を調べるわけではございません。調べる必要もございませんので、26名の中には在日の方もお見えになる。村上議員がおっしゃった1人というのは、それ以外の外国籍の方、具体的に申し上げますとフィリピンでございますけれども、その方が1人、現在、公立中学校の方に通っております。以上です。

**○9番（村上守国君）**

わかりました。そうしますと、その26名の、在日の方を含めてでございますが、すべての方が現在愛西市の公立学校へ通っておられるのかどうか、ちょっと確認させてください。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

残念ながらすべて通っておりません。先ほど私が申し上げたように、在日であろうと、年齢から見ますと小学校が6名、中学校が3名お見えになります。そうした方プラス、先ほどのフィリピンの方1人、それ以外については通っておりません。以上です。

**○9番（村上守国君）**

ちょっと、26名から何名引いて、何名が今うちにお見えになるかというのは、ちょっと僕は計算できなかったんですけど、どういうふうですか、それは。何名、具体的に言ってください。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

いわゆる外国籍で26名中、10名の方が公立小・中学校へ通ってみえるということでございます。

**○9番（村上守国君）**

そうしますと、16名の方は何らかの形で状況を教育委員会はつかんでいないということですか。ということは、教育責任の関係はどういうことでございましょうかなあ。いわゆる就学児童の掘り起こし等々についても何ら積極的に取り組んでいないとか、あるいは、外国人の方でございまして、毎日不安な生活の中で、もっと行政として温かい声を積極的にかけるべきではないのかなという感じがしますんですけど、そうしますと、今、10名の方については全くどういう生活をしておられるのかわからないということでございますか。それとあわせて、10名の方については、市の教育委員会としては放棄しておるような状況なのか教えてください。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

私の説明が下手でちょっと勘違いをされたと思います。10名の方が通っております。残り16名が私どもつかんでいないということでございますので、よろしく申し上げます。

**○9番（村上守国君）**

しっかりと整理していきますが、16名の方が愛西市の中で対象者がどのような生活をしてお見えになるかということがわからないと。例えば海部教育事務所管内に小学生何名、中学生何名という対象者、通学してみえる方、知ってみえますか。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

ことしの8月現在での海部管内の調査でお許しをいただきたいと思います。それと、町村によつてはやはり在日の方を外国人として見ている市と見ていない市がございます。そういったこともまず注釈をつけて数字を言わせていただきたいと思います。

小学生で海部管内では外国人籍の児童として131人、中学校で47名、こういった数字を持ち合わせております。

#### ○9番（村上守国君）

延べ178名の方が海部教育事務所管内において学校へ行ってみえるということでございます。たまたまきょうの中日新聞を見ますと、蟹江の外国籍児童の勉強ぶりが載っておりました。私はこれは非常にうらやましい限りでございます。近くに住んでおりますので、いわゆる新蟹江、そういうような学校等についても訪問したことがございますが、いわゆる語学の相談員等々も非常に活発に、それから地域の方についても外国の方の児童等々については親切に教育等々の協力をしておみえになるわけでございますけど、今、178名というような数字が出たわけでございますが、愛西市の一つの例を見ますと、26名のうち10名しか学校へ行っていないというような状況から見ますと、海部教育管内でもかなりの対象者がお見えになるというような感じがいたします。ですから、これは津島市の問題ばかりじゃなくて、やはり広域的にそういうような皆さん方の担当部署の中で相談して、こういう児童に対してひとつ積極的にそういうような教育の環境づくりというのをやっていただけませんか。ですから、例えば日本語教育の必要な児童が10人集まれば、県としては1人先生が配当されるとか、いろいろな決まりがあるわけでございますので、人ごとのような考えでは僕はいけないと思います。

それで、ひとつ福祉部長さんにお尋ねするわけでございますけど、市長さんからそれぞれ地域の住民の方に児童委員というのを委嘱されておられますわね。児童委員の任務というのは、例えば今申しあげましたこういうような外国籍の児童に対して何らかの状況把握をさせるとか、要するに親身になって相談してあげるとか、そういうような児童委員としての役割というのはないのか、ちょっと参考までにお尋ねするわけですが。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

民生委員は児童委員も兼務しておるわけですがけれども、外国籍の子供さんに限らず、日本の子供さんでもそうなんですけれども、教育的な役割という側面よりも、地域の子供さんを見守るという、そういう立場があると考えております。したがいまして、もしそういった事例といいますか、先月ですが、全国の民生委員大会におきまして、地域の中に見える外国人、これは子供さんばかりではなく親さんたちも含めてですがけれども、交流の機会をどういうふうにつかつかと、その地域の人たちとどうなじんでいただくかというように、そういった分科会の議題もあるように見受けておりますので、民生児童委員会の中でもそういったものは議論の対象にはなっているということでございます。

#### ○9番（村上守国君）

今の、福祉部長さんに突然で申しわけないんですけど、そのような御回答をいただきまして、要は、それぞれの縦横の行政の中で、それぞれが気を使っていたかながら、やはりこういう

ような児童が不良に走らないとか、地域の例えば子ども会の問題等々もありますんですけど、そういうようなことが、そこに住んでよかったなあというような環境づくりを行政の方でひとつ施していただきたいと思います。ですから、今申し上げたいのは、できましたら16名のその対象児童についても個別相談をしていただいて、ひとつ学校へ行けるような環境をぜひつくっていただきたいと思います。

それと、最後でございますが、指導要綱の問題でございます。今のところ何もつくっていないというような感じでございますけど、これは、この問題ばかりじゃなくして、いわゆる危機認識と今よく言われておりますが、そういうような災害等々が来て初めて対応するんじゃないでして、やはり前もって十分、お互いに危機意識を持って対応せざるを得ないだろうというのが今の時代ではないかなあと思っております。ですから、私はそういうような基本に沿ったやり方の中で、ちょっと無駄なことかもしれませんが、要するにいずれは役に立つぞというような考えの中で、学校教育の基本であります指導要綱等々についてはぜひおつくりをいただきたいなと思っております。

それと、最後になりましたが、庁舎窓口への外国語での対応についてでございます。これにつきましては、単独でお見えになるという機会がないような感じを受けるわけでございますけど、私は、この役所もサービス業の一つでございますので、来庁者の方に不快感を持たれないような最善な環境を職員の皆さん方でひとつおつくりいただくというのを要望して、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（加賀 博君）**

これにて9番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は4時25分再開といたします。お願いいたします。

午後4時08分 休憩

午後4時25分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

なお、本日、議事の都合上、あとお二方までいきたいと思います。御協力をお願いいたします。

次に、通告順位6番の6番・榎本雅夫議員の質問を許可いたします。

**○6番（榎本雅夫君）**

議長のお許しをいただきましたので、地上デジタル放送への円滑な移行対応についてと、AEDの増設で救命体制の充実をの2項目について質問させていただきます。

まず初めに、地上デジタル放送への円滑な移行対応について質問します。

地上デジタル放送への完全移行の2011年7月24日まで、約2年8ヵ月となりました。地上デジタル放送は1998年にイギリスで開始され、2007年11月時点で32ヵ国以上が放送を開始しており、今や世界の大きな流れとなっております。先日、ドイツでは11月に完全移行されたとテレビで発表されておりました。総務省がことし9月に行った調査では、地デジ対応の受信機の世

帯普及率は46.9%、出荷台数は3,567万台であるとのことであり、現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認識度は75.3%でした。

また、総務省で発行しているパンフレットによりますと、テレビ放送のデジタル化の理由として大きく四つ上げております。その一つとして、日本における電波は既に目いっぱいであり、アナログ放送のままではチャンネルが足りない状況になっておると。携帯電話など電波の使い道がふえたため、デジタル化すれば周波数に余裕ができて、あいたチャンネルで携帯電話のワンセグ放送、また防災対策などさらなる情報化社会のために電波を使えるようになりますと。その2として、情報サービスの高度化、テレビがもっときれいに、また便利になり、字幕放送や音声による解説放送など、高齢者や障害のある方へのサービスが向上するということでもあります。その3として、インターネットでテレビがつながり、だれもが情報化の恩恵を受けられる社会になる。また、その4として、放送のデジタル化によりましてさまざまな分野に経済効果が波及し、日本経済の活性化につながると思っております。地デジの魅力は、高画質・高音質番組に加えて、双方向サービスなど暮らしに役立つ地域情報が提供されるなどのメリットがあります。しかし、デジタル完全移行は簡単ではないと思っております。地デジに対応していくための受信機購入など経済的負担が伴うなど、経済的弱者に対する影響と課題が起きてくると考えます。そのほかにもいろいろと問題があると思っておりますが、そういった取り組みがまた必要であります。

そこで、本市における地上デジタル放送への対応について、次の6点についてお伺いをいたします。

まず1点目でありまして、市有建物の影響によりまして受信障害が発生する世帯の現状についてお伺いします。

2点目は、公共施設、小・中学校へのテレビの対応について、文部科学省は21年度概算要求の中で、小・中・高等学校の地上デジタルテレビの整備に係る補助事業として整備費、アンテナ工事とかデジタルテレビ整備費、デジタルチューナー購入費の2分の1の負担をするとのこととあります。本市におけます公共施設、小・中学校にあるテレビの台数の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

3点目は難視聴地域への対策についてであります。総務省においては、7月24日、地上デジタル放送推進総合対策の中で、生活保護世帯を対象に簡易チューナーを無償で支給する方針を決定したとのこととありました。こうした中、助成制度など独自の支援策を打ち出す自治体もあります。東京都千代田区では、6月20日から、アンテナ設置などの工事費用の助成や高齢者や障害者の世帯が対象で1万500円を上限で行っております。本市といたしましても、高齢者世帯、障害者の方、また高齢者のひとり住まいの方、また低所得者の方への支援態勢が必要ではないかと考えます。地デジ放送受信に必要な費用の負担を軽減してはどうか見解をお伺いします。

4点目は、地デジに関する問い合わせが今後も増加すると思っております。どのような方法で周知するのか、また相談窓口についてもお伺いします。

5点目は、必要のない契約を強要されたり、デジタル化に便乗した悪徳商法への対策についてお伺いします。

6点目は、大量廃棄が予想されるアナログテレビについてのリサイクル対策、また不法投棄についての取り組みについてお伺いをいたします。

大きい2項目めは、AEDの増設で救命体制の充実について質問をいたします。

心肺停止に陥った場合に、心臓の鼓動を回復させるのに大きな威力を発揮する自動体外式除細動器（AED）ですが、2004年7月から医師の指示がなくても一般の方が扱えるようになったことから、愛西市におきましても、2006年に各庁舎、体育館など8カ所、2007年には中学校や公民館など8カ所、現在まで公共施設16カ所に設置されておると思います。AEDは各地で普及が進みまして、多くの救命事例が報道されております。厚生労働省の調査による全国設置台数、2005年末の2万7,851台から、07年末の12万9,475台へと急増しております。また、救命講習についても、消防庁によりますと全国の消防署などが実施した救命救急の講習会の参加者は、1997年は62万だったのが、02年には100万人を突破し、06年には146万人に達しまして、07年は過去最高の157万人が受講されております。

そこで4点についてお伺いいたします。

まず1点目、愛西市の救命講習について、市民、職員、中学校の先生・生徒の受講状況についてお伺いします。

2点目は、AEDの貸し出し状況についてお伺いします。

3点目は、現在設置されております市内16カ所のAEDは、小児用にも対応できるのかお伺いします。

最後4点目ですけれども、これまで大人用しかありませんでした。現在は1歳以上8歳未満、または25キロ以下の方にも認可された小児用電極パッドが使用できます。大人用のパッドよりも一回り小さく、AED本体からエネルギー量を大人用の4分の1に下げて出力、電気ショックを与えた際に、小さな子供にとっても安全に使用することができますので、小学校や保育園などにも設置してはどうかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席にてお尋ねをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは私の方からは、最初の1番、2番についてお答えをさせていただきます。

まず1番目でございますけれども、学校も含めまして、市内にある公共建物におきましては105ございます。その公共施設が原因でアナログ放送のテレビ受信障害をこうむらせている施設におきましては、佐織庁舎、佐屋公民館、佐織公民館、佐屋プールで、4施設で49世帯がございまして、現在はすべてケーブルテレビにて対応済みとなっております。

2点目の、テレビの台数と対策の関係でございますけれども、市内の公共施設に設置されておりますテレビにおきましては、合わせまして490台ございます。ちなみに小・中学校におきましては361台、庁舎を初めとする公共施設については129台の内訳でございます。そのうち地

デジ対策がとられているテレビにおきましては、故障等によりまして最近買いかえた若干のテレビを除きまして、ほとんどがアナログテレビでございます。

今後の対策のために、そのテレビをすべて買いかえるのではなくして、必要に応じましてチューナー等の対応で済むものもあるかもしれませんけれども、今後、今あるテレビの状況等をよく調査させていただきまして、費用がかからない最小限の手当てで抑えるべきだということを進めていきたいと、このように考えておる次第でございます。よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

先ほどの総務部長の答弁に対しまして、教育委員会の方の答弁をさせていただきます。

先ほど台数につきましては総務部長がお答えをしたとおりでございますが、この地上デジタル放送に対応するために、10月に各学校におけるテレビの利用状況について聞き取り調査もいたしております。結果、小学校では各教室にテレビが設置してございます。その利用状況でございますが、道徳、理科等の時間に放送を見たり、ビデオのモニターとして活用がされております。中学校ではほとんどの各階に移動できるテレビが設置してございまして、モニターとして利用されておりました。今後、放送を見ることができるといふテレビの台数や設置数、受信方法など、まだ検討中ではございますが、先ほど議員申されましたように、文部科学省が来年度より3年間の補助事業を立ち上げるとも聞いております。その期間中に何とか整備をしていきたいというような考え方で進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、3点目以降につきまして、全体的なとらえ方ということで、私の方から一括御答弁を申し上げたいと思ひます。

まず地デジの受信については、総務省が「地上デジタルテレビ市町村別カバー世帯数のめやす」というものを一応公表してございまして、それによりますと、愛西市におきましては全世帯が地上デジタル放送について戸別受信が可能と推測されるということが公表されております。

そして負担軽減の御質問でございますが、総務省は現在、アナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に、これ、5,000円以下の簡易なチューナーが来年夏までに市場に出回ると、こういったような見解も出しております。また、平成21年度から22年度にかけて、生活保護受給世帯に対しましてチューナーやアンテナ等の受信機について、これも無償の現物給付を行うという方針を出しているという状況も承知はしております。しかし、御質問の現時点で市単独の助成を行うかどうか、今現時点でこうするという事はちょっと、回答的なものは持ち合わせておりません。いずれにしましても、今後、国、あるいは他の自治体の動向をうかがいながら、愛西市でどうするかというものを検討していきたいというふうに考えております。

それから、4番目の問い合わせに対する周知、それから窓口の関係でございますけれども、まず国の方の対応についてでございますが、いわゆる「総務省テレビ受信者支援センター」というものを全国に11ヵ所開設していく予定ということを知っております。これは本年10月1日からの形になると思ひますけれども、それで東海地区といたしましては、名古屋市東区に「総



務省東海地域テレビ受信者支援センター」というものが開設をされるというふうに聞いております。当然ながら一般市民の方への周知につきましては、いわゆる広報、ホームページ等に関係記事を掲載し、周知を図っていききたいというふうに考えておりますし、必要に応じてテレビ受信支援センターと連携をとりながら、説明会等の開催、あるいは市民の皆さんへの情報提供を実施していききたいというふうに考えております。

またもう一つ、高齢者の方の世帯とか障害をお持ちの方の世帯もございますので、一つの方法として、民生委員等地域に密着した方々の、これは当然協力を得ないと末端までの周知が行き届かないというふうに考えておりますので、今後、福祉部門、あるいは環境部門とよく連携を密にして周知対応を図っていききたいというふうに考えております。

もう一つは、総合的な窓口につきましては、いわゆる企画部情報管理課が総合窓口というふうに、今後皆さん方の方に周知を図っていききたいというふうに考えております。

それから、悪徳商法への対策の関係でございますが、当然、先ほど申し上げましたようにホームページ、あるいは説明会等を通じて注意を行い、先ほど申し上げました関係部局と連携をして防止に努めたいというふうに考えております。

そして不法投棄の関係ですけれども、当然、外づけのデジタルチューナーやケーブルテレビの加入によってアナログ放送の終了後も引き続きそのアナログテレビが使用できるように、一つの手法として周知を図っていくということも一方では大切ではないかなというふうに考えておりますし、国の経済産業省、あるいは環境省、こういった国の方においては、家電リサイクル法に基づく義務を果たせるよう適切な対応を呼びかけておりますし、また来年度、環境省においては、いわゆるアナログテレビの円滑な廃棄の促進のための調査が実施されていることもございます。そういったような動向を見ながら、不法投棄のトラブルがないように市としても啓発を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

#### ○消防長（櫻井義久君）

それではAEDについてお答えをさせていただきます。

まず、愛西市内におけるAEDの普及設置状況につきましては、先ほど議員が申されたとおり市内には16カ所、プラス1件が八開の診療所に1件ございますので、現在は17カ所でございます。なお、民間を含めた市内全体の設置状況についてはどうかといいますと、愛知県のAEDマップ、これの資料を見ておりますと、現在、愛西市内には29カ所になっておりますが、これはあくまでも事業主の登録制でございますので、未登録の5件を含めますと現在は34件が愛西市内にはAEDがあるということでございます。

じゃあ1点目の救命講習の受講状況はどうかということでございますが、平成19年中の普通救命講習受講者は、一般救命講習を含めまして1,499名の方が受講されております。そのうちの講習の内容でございますが、普通救命講習、これはAEDの取り扱いを扱う講習会でございますが、一般の市民の方が213名、また中学生につきましては、中学生の2年生、3年生を現在対象にしておりますので、中学生につきましては574名、また中学校の先生につきましては110名の方に受講をしていただいております。また、一般の救命講習ですが、これは夏場のプ

ールの時期、PTAのお母さん方が人工呼吸を行う講習会でございますが、この講習会につきましては、一般の市民の方が267名、また学校関係といいまして、これはあくまでもPTAの関係でございます、学校単位でPTAでやっておりますので、PTAのお母さん方が受けられたのが335名ということで、19年中は1,499名の方が受講されたということでございます。

なお、市の職員については、平成18年度の各庁舎に設置の際、129名の方に受講していただきまして、講習の内容につきましては、生徒数の多い学校の先生とか、人の出入りがある市役所の職員については「普通救命講習Ⅱ」というやつで、1時間、テストを行いまして、実技、テストを行いまして合格した方に修了証を出すということで、全員の方が合格されております。これが受講の内容でございます。

次に2点目でございますが、AEDの貸し出し状況についてはどうかということでございますが、まず貸し出しのAEDにつきましては、各庁舎に設置してあるAEDを使用するというところでございますので、土曜日・日曜日の閉庁日を原則としております。また、貸し出しの対象者でございますが、市内で活動する団体等、各種イベントなどの行事に貸し出しの要望があった場合については、AEDの講習の受講証明書、これを受けておるかどうかというのを確認しまして貸し出すというのが原則でございます。

なお、現在は体育祭とか文化祭への行事には市の職員の方が現場に持っていくということでございますので、そういうことで御理解をお願いします。

なお、18年の設置から今まで貸し出しがあったかといいますと、今まで一切ございません。以上でございます。

次に、現在設置されているAEDは小児用でも対応できるかということなんでございますが、原則的には1歳以上8歳未満の小児に対しては小児用パッドを優先的に使用しますが、小児用パッドがないなどやむを得ない場合、このやむを得ない場合については、私どもとしましては、日本救急財団の救急蘇生ガイドラインの指針によりまして成人用を使用することとされておりますので、これに基づいて、なければ行ってくださいということで指導をしております。

次に最後でございますが、現在1歳以上8歳未満、または25キロ以下にも小児用電極パッドが許可されていますので、小学校、保育園にも設置してはどうかというお尋ねでございますが、愛西市内におけるAEDの設置計画では、平成18年度、19年度の2ヵ年計画で、各庁舎、中学校、公民館等に設置を完了しましたが、他市における小学校の設置状況、またはAED機器の性能の向上から判断しまして必要と考えております。そこで、今後検討させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、保育園の設置については、今後の検討課題ということでさせていただきますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

## ○6番（榎本雅夫君）

それぞれの答弁、ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

難視聴対策ということで、先ほど壇上で、他市の事例で千代田区の費用の一部助成を紹介い

たしましたけれども、ほかにも、八王子市なんかでは、65歳以上の高齢者世帯、あるいは65歳のひとり暮らしの方が対象で、地デジ対応のチューナーの購入費の一部、5,000円を補助しているということでもあります。こうすることで、先ほど企画部長の答弁もありました。国の動向を見ながらという話もありましたけれども、いずれにしても、国の支援から外れた、対象から外れた経済弱者の方、何らかの助成をしていただきたいと思います。今や市民生活と切り離せないほど大きな情報源になっているテレビでありますので、今後も引き続き見るためにもまた検討していただきたいと思います。

それから、小・中学校のテレビについては、教育部長の方からもありました。小学校、中学校合わせて361台ですか。教育現場の活用についてもお聞きしたいなと思ったんですが、先ほど話がありましたので、保有台数も多いということでもありますので、今後効率的な対応をしていただきたいと思います。

また、公共施設の設置について、129台ということでありまして、総務部長にちょっとお尋ねをしたいんですけども、今後、テレビをかえるのか、あるいはチューナーにするのかということも検討を調べながらということでもあります。予算の関係もありますが、いつごろからどのような計画で進めるか、わかればお聞きしたいと思います。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

この関係については、先ほども答弁させていただきましたように、要は今のテレビの状況をすべてつかまなければならないと。ただ、今回、議員から御質問をいただいて、テレビの台数等すべて把握したというわけではございませんので、今回は台数のみをやっただけでございますので、その点、いずれにしても期限というのが明確にうたわれておりますので、今、どこからというようなことはすぐ今私は持ち合わせておりませんが、要は、お金を最小限に抑える形で有効活用ができるものからというようなことを、とにかくお金はかけたくないという気持ちで考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

ここで皆さんにお諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

#### ○6番（榎本雅夫君）

それでは、市民の周知につきましては、部長の方から、広報、ホームページ等で知らせていくと。また必要に応じて説明会を実施していきたいということなので、よろしく願いをしたいと思います。

相談窓口については、国の対応もお聞きしたわけなんですけれども、市民にとっては安心して相談できるのは身近な役所であります。企画部情報管理課が窓口とのことでもありますので、ぜひ丁寧な対応をしていただきたいと思います。

悪徳商法についても、特に高齢者世帯、ひとり暮らしの高齢者の方が被害に遭われるという

例が多いものですから、きちっとした知識とか周知をされていけば、ある程度はひっかからな  
いかなあと考えます。

いずれにしても、愛西市民から被害者を出さないと、市民を守るというためにも、しっ  
かりと取り組んでいただきたいと思います。

廃棄、リサイクル、不法投棄について、社団法人の電子情報技術産業協会によりますと、  
2006年でありましたけど、アナログテレビの残存数量は8,580万台、そのうち5,000万台が今後  
5年間で買い替えのために排出されるということの予測であります。これに加えて2011年前後  
には最大1,428万台が排出されるという可能性があるとしています。このような中、不法投棄  
がないような対策、本市としての取り組みについて、市民生活部長にお伺いをしたいと思いま  
す。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

この大量の廃棄につまみしていろいろとあれですが、まず総務省、経済産業省につまみして  
は、アナログ受信機の継続使用が可能であることを周知するという、このような取り組みがさ  
れます。また、経済産業省、環境省といたしましては、アナログ受信機の排出に適切に対応で  
きる態勢の整備ということの取り組みをされます。

あと、総務省、経済産業省、環境省で、アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期、台数の  
予測についてということで調査をされます。このようなことを踏まえまして、当市におきまし  
ても、事前に住民の方に不法投棄対策ということで周知をさせていただきたいと思っております  
ので、よろしくお願ひいたします。

#### ○6番（榎本雅夫君）

どうもありがとうございます。

それでは、次にAEDについて再質問をさせていただきます。

先ほど消防長の方からも、救急講習についてお伺いをしたわけなんですけど、まだ一般市民の  
方、普通救命に関してAEDを使つての講習は、一般市民が267名でしたかね。割とまだまだ  
少ないような感じがします。使い方などまだまだ正しく理解されていない人がいるかと思いま  
す。

そこでお聞きしますけれども、まず、自主防災なんかは、私も自主防災会なんかでも出てや  
っているんですけども、普通一般の人が何人から受講できるのか、またそういう場所につい  
てもどういった公共施設の場所でしかできないのか、その2点だけですが、ちょっとお伺いし  
ます。

#### ○消防長（櫻井義久君）

この数値の中には、自主防災会のおきにもAEDをやっていたきたいというおきについて  
は、時間は短いんですけど、正規の時間じゃないんですけど、扱ひ方については現在やっておりま  
す。ですから、この数値は現在この中には入っておりません。

それと講習の内容でございますが、じゃあすぐ受けられるかどうかという関係につまみして  
は、現在、私どもとしては奇数月、1月、3月、5月、7月、年6回の日を決めまして、奇数

月を決めまして現在やっております。それで、5名以上が、各種団体でも何でもいいですが5名以上ある場合については、私どもの救急隊員がそちらの方へ出向いて講習をやっているというのが現状でございますので、よろしく願いいたします。

**○6番（榎本雅夫君）**

わかりました。今後とも市民に向けた講習会の推進をお願いしたいと思います。

それでは、あと、先ほど中学校の2年・3年生が対象ということであります。それは授業とかそういったときに設けてやっているのか、その辺、どういった。

**○消防長（櫻井義久君）**

この件については、学校の校長さんの方とお話ししまして、授業の一貫としてやってみえると思いますので、私たちはそのように解釈して2時間を詰めてやっておりますので、そういうことで解釈しております。以上でございます。

**○6番（榎本雅夫君）**

わかりました。いざというときに人の命を救えるということ、中学生の若い人たちにも救命講習を通じて教えていただきたいと思います。

次に、現在、設置されています、17ですか、AEDのメンテナンスについてお聞きします。

**○消防長（櫻井義久君）**

現在、八開の診療所を除きまして16設置されております。それで、このパッドにつきましては2年に1回でチェンジしないと、破棄しなくてははいけませんので、私どもは1年たちましたら回収しまして、新しいやつを各庁舎に置きまして、その1年たったやつについては救急車で現在使いますので、それでローテーション、無駄のないようにということでやっておりますので、よろしく願いします。以上でございます。

**○6番（榎本雅夫君）**

最後になりますけれども、海部地域の市町村の小学校に設置されている状況についてお伺いします。

**○消防長（櫻井義久君）**

海部地域の関係でございます。小学校については、隣の津島市さん、弥富市さんがありますが、まず津島市さんについては、ことしの4月の段階においては、日光川の東側、高台寺とか蛭間とか神守小学校については設置されておまして、旧の東西南北の小学校には設置されておりませんでした。それで、最近ちょっと確認しましたところ、市内も全部ついたということでございますので、現在、弥富市さん、津島市さん、海部については小学校は全部導入されておるのが現状でございます。以上でございます。

**○6番（榎本雅夫君）**

この隣、津島、弥富市もそうですけど、小学校に設置ということでもありますので、ぜひ検討を導入ということでお願いしたいと思います。

ぜひ、子供たちの命の安心・安全を確保するためにも、先ほど言いました導入に向けた対応をお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて6番議員の質問を終わります。

次に、通告順位7番の7番・岩間泰彦議員の質問を許可いたします。

○7番（岩間泰彦君）

議長のお許しをいただきましたので質問をいたします。

皆様、大変お疲れのところでございますが、最後の質問でございますので、御協力いたしまして、なるべく手短かに45分ぐらいで終えたいと思います。

今回は三つほど簡潔に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

一つは、大型工事には必要性を考慮してであり、合併のあめの部分である合併特例債の利用は当然でございますが、必要最小限にすべきであり、その辺のところを二つの工事を取り上げて検証し質問をいたします。二つは、昨年6月に質問いたしましたバイオマス（生物資源）を活用した事業、つまり、その後、環境に優しい事業の検討はであり、三つは、郷土の歴史文化を将来に残す方策を考えようでございます。それではまとめて質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

大項目の1番目でございますが、大型工事は必要性などを考慮してでございますが、新市建設計画に基づく大型工事には、6月の質問の中で確認いたしましたように、合併特例債を活用すれば実質負担額は約4割であり、合併のあめの部分であり、大いに利用すべきであります。しかしながら、市の財政状況は、6月の私の質問、8月の広報で明らかになったように、悪くはないが、決してよいと言えない状況でございます。財政にゆとりのない状況の中では、大型工事は必要性、緊急性、優先順位、費用対効果を考慮して慎重に行うべきではないかと思いません。

それで質問の最初ですけれども、総合斎苑の進捗状況と計画はでございます。午前中の2人の議員の質問と重複いたしますが、前向きの質問でございますので御了承をください。

8月31日、行政側からの斎苑に関する説明は、パワーポイントを活用しての詳細な説明で、大変にわかりやすかったんでございますが、残念ながら市民に浸透していないようでございます。というよりは、佐屋地区以外は無関心な人が多いのではないかと。先日、佐屋町の老人会の旅行のとき、斎場はいつできるのか、早くつくってほしいと要望されました。2011年4月にはできる予定であるので、3年以上長生きして人生を楽しんでくださいと、そうお答えしておきましたが、どうでございますでしょうか。

火葬の6割弱を津島市斎場及び稲沢市祖父江斎場に依存している状況や、そのために年間約1,700万ほど持ち出していることも住民の多くは理解していないようでございます。そこでお伺いしますが、現在の斎苑建設の進捗状況はどうなっているのか、スケジュールどおりにしているのかどうか、その点をお尋ねいたします。わかりやすく説明をお願いいたします。

次に、総合斎苑の利用料についての質問をいたします。総合斎苑の利用料はでございます。

説明会によりますと、平成19年度、77%の方が、集会所、公民館、コミュニティー、民間斎場を利用しているとのことでございますが、利用料については住民の大変大きな関心事であり、

民間斎場より安く利用できるのかと問われます。運営方法や利用料などはまだ決まっていないと思いますが、他の斎場施設を視察して腹案は持ってみえると思いますが、民間斎場と比較して安くできるのではないかと、そうでなければ公共斎場を併設する意味がないと思うがどうか、答えられる範囲で結構でございますので、安く利用できると安心させていただきたいがどうでしょうか、お伺いします。

もう一つの大型工事である勝幡駅前整備事業について質問をいたします。質問の3番目でございますが、勝幡駅前整備事業の必要度合いはでございます。

総合斎苑に関しましては、さきに述べた三つの条件はすべてクリアしておりますが、この事業は環境整備にはなりますが、約20億円もかけるのが私は理解ができません。財政が豊かならよいが、他に優先的に行う事業があるのではないかと。その辺のところを含めて、この事業のメリットなどをお伺いします。

隣の藤浪駅前には立派に整備されましたが、この事業は単独事業ではなく県道との絡みであり、高架工事費は170億円弱、補助事業のため市の実質負担額は10億円弱と伺っております。そこで、以前の一般質問の中で、佐屋駅の乗降客数について、平成2年4,306人、以降だんだん減っていて、平成16年3,801人で500人ほど減っている実情を伺ったが、藤浪駅、勝幡駅の乗降客数はどうか、あわせてお伺いします。

大項目の2番目でございますが、環境に優しい事業の具体策はでございます。質問の4番目、環境に優しい事業の検討はでございます。

新市建設計画では「人と緑が織りなす環境文化都市」を掲げ、環境を重視したまちの将来像を描いております。9月には産業見本市「メッセナゴヤ2008」がポートメッセなごやで開催され、私も見学してまいりましたが、企業誘致に取り組む自治体も参加しており、大変盛況でございました。昨年6月の環境事業への取り組みはという私の質問に対して、補助事業しか行っていないとの答弁であり、その際、愛知県が作成した「あいちゼロエミッション構想」の小冊子を参考にして検討したいとのことでしたが、その後、いろいろなメニューの中でどのような検討をされたのかお尋ねいたします。

質問の5番目ですけれども、環境を配慮した施設の建設をでございます。

6月の中日新聞の記事によりますと、隣の蟹江町が給食センター概要を発表し、その内容は、小・中学校と保育所の給食センターの機能を統合、総事業費は約11億円とのこと。センターで使用したてんぷら油を給食配送車のバイオディーゼルの燃料に再生する装置や、太陽光、風力発電装置を導入。町は、おいしく安全・安心な給食を提供することはもちろん、正しく食習慣や環境を学習する場としたいとの記事でございました。

当市も給食センターの建設を計画しているわけですが、環境を視野に入れた施設の建設を計画していただきたい。以前に提案したバイオマスを活用した事業をセンターに隣接して検討してはどうか、あわせてお伺いします。前に述べましたように当市には大きな農業地域があり、地産地消の観点から、環境事業の一つとして、国の補助金を利用してバイオマスエネルギーの施設で公共施設へのエネルギー自給自足の有効手段であるがどうかお伺いいたします。

大項目の3番目でございます。郷土の歴史を将来に残す方策はでございます。

市のふるさと教室で佐屋街道に関する講習を受け、熱田から佐屋経由、桑名まで見学してまいりました。また、津島図書館では同じような講座があり、「佐屋路 歴史散歩」の著者であります日下先生の講義を傍聴させていただきました。ケーブルテレビ主催で勝幡から津島神社までのウォーキングラリーに参加し、勝幡神社、勝幡城址、釜地藏寺、十二城址などを見て、約4キロを歩いてまいりました。案内役として愛西市郷土史研究会のメンバーの方々が活躍されておりました。

地元佐屋くひな塚は、松尾芭蕉が故郷伊賀の里に帰る途中、佐屋の宿場の俳友仲間と俳句を詠んだところで、後年、翁が詠まれた現場に碑を立てたという三拍子そろった碑は日本全国でも数少ないと言われておりますので、ぜひ整備をお願いしたいと思っております。7月の蓮見の会に出席しましたが、近くにこんもりした森があり、それが織田信長の弟、信興が守った城跡で、長島一向一揆に滅ぼされた古木江城址と案内され、大変驚きました。かように愛西市には一般には知られていない歴史文化遺産がまだ多くあるのではないかと、そういった歴史文化の保存と整備をすべきではないかと思っております。

そこで二つほど質問をいたします。質問の6番目でございますが、案内板の設置と表示板などの整備をでございます。

どこの名所旧跡を見ましても、地元のPRを兼ねて案内板、表示板などが設置されております。他の自治体と比較して、案内板などの整備がされていないと思われませんが、どうでしょうか。

私の地元佐屋町は宿場町ということで、春と秋の行楽シーズンには多くの方が見学し歩いておみえです。地元の方は、尋ねられて困ることがあるので案内板、表示板などを整備してほしい。特に少なくなった長老の方からは、三里の渡しの案内板の設置を懇願されましたが、熱田及び桑名には立派な案内板が立っておりますので、整備をお願いしたいと思います。

実は10月ごろ、江戸後期の佐屋宿場の見取り図が掛け軸として発見されました。日下先生に見せましたところ、写しではあるが地元の貴重なお宝と言われました。来年の地元の文化祭に地元の住民に披露しながら、どうするかを地元で諮りたいと思っております。私がそこで注目いたしましたのは、子供のころから言い伝え、伝承でございますが、荒木又右衛門と決闘した山田真龍軒の終えんの地であるという記述がその地図にございましたということでございます。

PRのための案内板は、今後、整備される勝幡駅前ロータリーと佐屋駅前に必要であると思っておりますが、あわせてお尋ねいたします。

最後の質問でございますが、歴史文化の小冊子「歴史読本」の作成とウォーキングコースをでございます。

昨年12月の質問では、「愛西市ふれあいマップ」で対応するというので、文化財のPR・活用とあわせて今後の検討課題であり、ガイドボランティアに期待されていたと思っておりますが、私も、歴史文化資料の整理、案内板の整備、ガイドブックの作成、観光マップも必要になるであろうと期待をしておりました。子供たちには郷土の歴史文化を伝え、熟年には健康志向のた



めに、知恵と汗を出して考えていただきたいが、小冊子「歴史読本」の作成とウォーキングコースの策定をしてほしいがどうか、お尋ねをいたします。

以上で総括質問を終わり自席で答弁をお伺いしますので、よろしく願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、まず私の方から、総合斎苑の進捗状況ということでスケジュールをお答えさせていただきます。

まず都市計画関係におきましては、午前中にもお答えをさせていただいておりますが、公告・縦覧が終わりまして、12月の下旬に都市計画審議会が開催されまして、その後、知事に対する同意協議を行うということで、あと農振除外関係におきましても、公告・縦覧が終わりまして、これは12月9日から24日まで異議の申し立て期間があるということで、これが終わりますと農用地の除外公告が行われるということでございます。こちらの両方の手続が終わりますと、2月の中旬ぐらいに税務署の事前協議を行いまして、その後、用地取得を行わせていただくという予定でございます。

また、斎苑の建設の方につきましては、11月の末に地質調査、ボーリング調査が終了いたしました。3月中旬ごろその手続が終わりまして造成工事に入りたいというスケジュールでございますが、これにつきましては、先ほども午前中も出ましたが、異議申し立ての期間にそういう申し出がありますとスケジュール的にはおくれるんじゃないかというふうに思っております。

あと、式場部門の利用料でございますが、これにつきましては、今までもいろいろ御質問いただいておりますが、他の民間の施設の状況をよく検討いたしまして、これから詰めていきたいと思っておりますが、御視察いただきました施設等につきましても8万円なり10万円ということ打ち出ししております。このように見込みはしておりますが、そのようなことで進めたいと思っております。

また、民間につきましては、いろいろとお聞きしておりますが、ホールの使用料が10万とか10万以下とかいうお話もございしますが、これにつきましては祭壇の利用料が入っていないというふうに私は思っております。ですから、民間で利用していただくにつきましては100万とか300万とかいうこともお聞きしておりますので、そのようなことで利用料の設定をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは勝幡駅前整備事業の必要性の度合いはというお尋ねでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

合併の際に作成されました新市建設計画に掲載をさせていただいております整備の必要な施設ということで考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

それでメリットについてお聞きでございますが、整備完了後にはきれいな状況になりますので、乗降客数がふえるんじゃないか、周辺の環境整備がきちんとできるんじゃないかというようなことが上げられると思っております。

それで、乗降客数について藤浪駅と勝幡駅をお尋ねでございますが、先般お答えを申し上げた平成2年度といわゆる16年度の説明にあわせて、この藤浪駅、勝幡駅もお答えをしたいと思っております。

まず藤浪駅の日平均乗降客数でございますが、平成2年ですが2,226人、平成16年につきましては2,422人でございます。勝幡駅につきましては、平成2年につきましては5,054人、平成16年につきましては4,712人となっております。よろしく願いをいたします。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

続きまして環境に優しい事業の具体策ということで、以前にバイオマス事業ということで御提案をいただいております。こうした中で、今、議員が申されましたように「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」、こういうものが県の方で策定をされておりました、この中に九つの事業モデルがございます。これにつきまして県の方にも確認をいたしました、今のところでは愛知県の中で、名古屋駅の南地域で民間主導で行っております駅前のミッドスクエア事業、これがこの事業に該当するというところでございましたが、あとにつきましては数件相談があった程度ということでお聞きしております。県といたしましても、来年度以降に構想の推進に取り組む予定ということがございますので、このような動向を眺めたいと思っております。

また、以前御提案いただきましたバイオマス事業については、市といたしましては具体的な検討は行っておりませんので、申しわけございませんがよろしくお願いいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から給食センターの建設についてお答えをさせていただきます。

環境省は、平成19年に、国及び独立法人等における温室効果ガス等の排出に削減に配慮した契約の推進に関する法律、いわゆる「環境配慮契約法」を定め、地方公共団体へも努力義務を課しております。この考え方を受け、新しい給食センターは、基本構想でも示しておりますように環境負荷の低減に配慮した施設としていく方針でございます。

基本構想では、五つの考え方をお示したところでございます。1でございますが、自然エネルギーの採用や雨水等の再利用などに取り組み、光熱水費の削減とともに、環境配慮学習施設としての機能を組み入れます。2といたしまして、省エネルギー、環境負荷低減に寄与する施設・設備として、トータルとしてエネルギー利用の少ない、温室効果ガスの排出の少ない、施設としていきます。3といたしまして、ライフサイクルコストを意識した施設としていきたいと考えています。4といたしまして、配送車についても低公害の自動車を採用したいと考えています。5といたしまして、施設から出る廃棄物については、できる限りリサイクルできるように配慮した施設としたいというような形にいたしております。

また、バイオマスの利用につきましては、家畜のふん尿、稲わら、生ごみなどの各種の利用が考えられるわけでございますが、給食調理施設の近傍に集積することが望ましくないものが多く、今回の給食センター建設に関しては現在考えておりませんので、よろしくお願いいたしますと思っております。

続きまして、郷土の歴史文化を将来に残す方策はということでございますが、現在、愛西市には看板が27ヵ所設置してございます。中には老朽化が目立つもの、また案内板未整備のところもございます。御指摘の向きは、先人から継承した文化財の活用という視点からも、設置箇所、内容等十分検討しつつ、今後対応していかねばと考えております。

2番目の、愛西市では「愛西市ふれあいマップ」を作成し、公共施設等で配布をいたしております。従来でいうところの文化財マップを基調としながらも、環境担当部局や愛西市郷土史研究会の協力をいただきまして、観光的要素、ウォーキングコースのモデルを提示し、来訪者にお配りをしたところ、好評を賜りまして、昨年度作成分は早々になくなってしまったような状況でございます。そこで、新たに文化財指定したものを盛り込んだ改訂版をこの9月に発行いたしまして、配布をいたしております。御高覧賜れば幸いに存じます。

また、歴史文化の小冊子の作成につきましては、今回、昨年から今年にかけて市内において実施された60年に一度実施されるという御鞆祭りの冊子を記録作成・保存という観点から作成をいたしました。現在、開催されている展示会にて配布させていただき、展示とともに、市内はもとより市外の来訪者からも好評を賜っております。愛西市の一つの歴史を発信できたものと確信をいたしております。

今後市内の文化財の教育普及という視点に立ち、愛西市の歴史文化を発信できるような小冊子の発行をも念頭に置きつつ、文化財保護事業を推進していきたいと考えております。よろしくをお願いをしたいと思います。

#### ○7番（岩間泰彦君）

詳細な説明、答弁、どうもありがとうございました。

では、今の答弁について二、三質問をしたいと思いますけれども、勝幡駅前事業について再質問をいたします。

まず整備事業の実態はということで、事業費の半分は移転補償費とか営業補償費などであり、土地購入費などはそれほど多くないと伺っておりますが、その計画の内訳はどうなっているのか。予定買収面積及び補償の内容、その額は幾らか。補償費について、合併特例債を利用できるのか、海部津島開発公社を利用して行うとのことでございますが、市の実質負担額はどの程度になるのか。どんな方法か、わかりやすく説明をお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それではお答えをさせていただきたいと思っております。

用地買収面積につきましては、58筆、約8,000平方メートル、金額にしますと約4億5,000万円。物件補償費につきましては47件、金額にいたしますと約7億5,000万円ほどになってこようかと思っております。工事費につきましては、駅周辺整備費として、踏切の改良費、これで約8億円、合計で約20億円ほどになるという想定をいたしております。現段階で申し上げる数字でございますので、多少の変動があることは御理解をいただきたいと思います。

それから、海部津島土地開発公社を利用して代行買収という形で行いますのは、とりあえず海部津島土地開発公社で取得をいたしまして、愛西市が海部津島土地開発公社から買い戻す際

に、まちづくり交付金制度を利用して、これが4割以内の補助がいただくという形がとれるということで考えております。その補助を受けられる期間が最長で5年と決められておりますので、一番有利な時期に申請を考えまして、計画としては来年度からやってまいりたいという計画でおります。

合併特例債の利用についてもお尋ねでございますが、私どもとしては利用ができるという想定をいたしております。それで、額の内訳についてお聞きなんですけど、仮に総事業費をざっと20億円と考えますと、先ほども申し上げましたが、まちづくり交付金で事業費4割最大という形をとらえますと、こちらの方で8億円。補助残額の残り12億円に対しまして、合併特例債の充当率95%を利用できると想定しますと、これが11億4,000万円。残り6,000万円が自主財源のとりあえずの対応になるかと思えます。合併特例債を15年元金均等の償還で利率を1.60%と想定いたしますと、その元利償還合計が、ちょっと細かい数字になりますけど12億9,068万円余に相なります。これに交付税の基準財政需要額の算入額9億348万円弱を差し引くと、3億8,720万円余と相なります。したがって、愛西市が負担する金額は、先ほど申し上げた6,000万円と後段で申し上げました3億8,720万円ほどを合わせました4億4,720万円程度になるのではないかと考えます。ただ、総額もそうでございますけれども、補助対象費や算定対象等の確認が必要となってまいりますので、こういった数字は変動があるものということで御理解をいただいた上、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

#### ○7番（岩間泰彦君）

整備事業についてももう少し質問を続けます。今の整備事業の少し見直したらどうかということで質問します。

無人駅である勝幡駅につき、南側に出入り口を増設する計画は安全上問題ではないか。名鉄はなかなかお金を出さないと思えますが、名鉄はどの程度協力していただけるのか。勝幡駅を建てかえるとか、そういった動きはあるのか、名鉄が勝幡駅前整備に幾ら投資されるのか、その点をお伺いします。

#### ○都市計画課長（加藤清和君）

ただいまの御質問でございますが、名鉄には南側の自動改札の設置について名鉄で負担をお願いしたいと要望しましたが、名鉄としては既に自動改札化は完了しているとのことで、負担は自動改札については一切できないとのことでした。市といたしましては、今回の事業に伴い、名鉄に何らかの費用負担をいただけるよう今後も十分要望しお願いをしていく考えでおります。また、安全上の問題につきましては、踏切改良等により、利用者の安全確保ができるものと考えます。詳細につきましては、今後名鉄と協議を進める予定でございます。よろしくお願いをいたします。

#### ○7番（岩間泰彦君）

どうもありがとうございました。

勝幡駅前事業につきましては、市の負担額が4億4,000万円ほどならばやむを得ないかなと、少しは理解しておりますが、まちづくり交付金と合併特例債が本当に利用できるのか、物件補

償費が対象と本当になるのか、心配でございます。名鉄も少しは負担していただけるよう、協議を重ねるよう要望をしておきます。

最後に、市長にはお待たせいたしました。恒例でございますので質問をいたしたいと思っております。

先ほど、午前中ですけれども、大宮議員の質問に対して力強く出馬表明をなされました。今回の4年は合併の調整のため大変御苦労されたことは十二分に理解しております。次回にはリーダーシップを発揮され、公平な目で施策を行われるならば、私も支持したいと思っております。

では質問ですが、案内板の整備と環境に優しい事業の推進をでございます。

市勢要覧のあいさつで、「古くは東海道の脇往還の要所として栄え、水路三里の渡しとともに宿場として活気にあふれていた歴史があります」と市長は述べられておりますが、歴史と文化に造詣が深い市長と思っております。ぜひ、案内板の設置及び整備を推進していただきたいが、どうでしょうか。

また、市は環境を重視したまちの将来像を描いておみえでございますが、環境に優しい事業への取り組みを推進してほしいがどうか、最後にお尋ねいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

岩間議員の質問にお答えをいたします。

最初に、市政を担うべく御支援をいただけるというような大変ありがたいお言葉もいただきました。名所旧跡の多い愛西市、本当に皆さん方御存じのとおりであります。まさにこれから、観光協会、あるいは、先ほど村上議員、国際的など、外国人がというお話がありましたが、国際交流協会なども設立をして、そうした皆さんとも、あるいは観光全般的に、商工会、あるいは農協の皆さんとも連携をとりながら構築できたらなど、そんなことも考えているところであります。

環境に優しいバイオマスディーゼル燃料、先般、機会がありまして、筑波のバイオマス研究所の方を視察することができました。まさにいろんな先進的な機関であります。そんなことや、蟹江町さんが給食センターに併設をされるそうした案なども聞いているわけでありまして、私どもも環境に優しいソーラーのシステムの導入、これは佐織中でも一部導入しましたし、当然、計画をしている斎苑計画にもそうしたソーラーの導入についても考えてまいりたいと思っております。

観光看板につきましても前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○7番（岩間泰彦君）

どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて7番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、12日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後 5 時43分 散会

※ 小沢照子議員の一般質問に対し、上下水道部長より文書による回答がございました。

19年度水道事業会計の未納額は1,630万5,290円で、収納率は全体で96.14%、佐織地区が96.10%、八開地区が96.28%です。